

## 第 5 1 号議案

第 2 次久留米市立小学校統合基本計画の決定及び久留米市立  
小学校の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

第 2 次久留米市立小学校統合基本計画【案】について保護者や地域と協議を重ねた結果、統合を進めること及び統合に関する具体的事項を協議する統合準備協議会を設置することの了承が得られたため、第 2 次久留米市立小学校統合基本計画を決定し、本計画の対象校である、久留米市立青峰小学校を廃止するものである。



## 久留米市立小学校の学校統合について

- 第51号議案 第2次久留米市立小学校統合基本計画の決定及び  
久留米市立小学校の廃止について  
第52号議案 久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例  
に係る意見の申出について

### 1 概要

久留米市立小学校小規模化対応方針（平成30年10月に策定）に基づき、青峰小学校・高良内小学校の組み合わせによる統合を実施するため、「第2次久留米市立小学校統合基本計画」を決定し、青峰小学校を廃止するものです。

また、市議会9月定例会において、「久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例」の議案を提案するため、意見の申出をお願いするものです。

### 2 経過の概要

市教育委員会では、これまで市長部局と連携を図りながら、対象となる保護者や地域等への説明会や協議を重ねてきました。

このたび、両校の保護者及び校区コミュニティ組織との間で、統合及びそのための準備を進めることについて了承を得られたため、統合の基本的な事項を定める「第2次久留米市立小学校統合基本計画」を決定するものです。

時 期	経過の概要
令和4年12月	・青峰小保護者や地域を対象に「今後の青峰小学校の今後のあり方について」説明会を開催
令和5年2月	・第2次久留米市立小学校統合基本計画【案】を公表
令和5年3月	・青峰小及び高良内小の保護者や地域を対象に、説明会を開催
令和5年4月 ～6月	・青峰小及び高良内小の保護者や地域と協議 ・説明会開催、質問意見の募集、個別相談会等を実施し、統合及びその準備を進めることを了承
令和5年7月 ～8月	・青峰小及び高良内小の保護者や地域から「久留米市立青峰・高良内小学校統合準備協議会」の委員選出

### 3 第2次久留米市立小学校統合基本計画の概要

#### (1) 統合対象校と組み合わせ

統合の対象校	青峰小学校
統合の組み合わせ	高良内小学校と統合

#### (2) 統合の実施時期

統合の実施時期	令和7年4月1日
---------	----------

#### (3) 統合に向けた取組項目

取組項目	取組の内容
児童の安全・安心のための取組	○事前交流の実施 ○スクールカウンセラーの拡充 ○教職員配置の工夫 ○高良内小学校の改修 ○通学路の危険箇所への対応 など
その他、統合に伴う協議・検討課題	
○通級指導教室	○学童保育所
○地域の活性化（跡地の利活用を含む）	など

### 4 統合に向けた準備

#### (1) 久留米市立青峰・高良内小学校統合準備協議会（仮称）

小学校統合を円滑に進めるため、保護者、地域、学校、市教育委員会で構成する協議会を設置します。

## (2) 協議会での主な検討事項

小学校統合準備協議会では、主に以下のような事項について、検討を行っていきます。

主な 検討 事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通学路の安全</li><li>・ 統合前の交流学习、合同行事の実施</li><li>・ 高良内小学校の施設改修</li><li>・ 閉校式等式典行事の実施 など</li></ul>
----------------	--

## 5 久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

### (1) 改正内容

市が学校教育法に基づき設置する小学校について、市立青峰小学校の廃止に伴い、条例第2条の表を改正するものです。

### (2) 施行日

令和7年4月1日

● 参考資料

1 統合前後の学級数と児童数について

統合前（令和5年5月1日現在）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
青峰小	学級数	1	1	1	1	1	1	6
	児童数	6	6	7	9	10	11	49 (56)
高良内小	学級数	3	3	3	3	3	3	18
	児童数	74	90	91	73	84	74	486 (513)



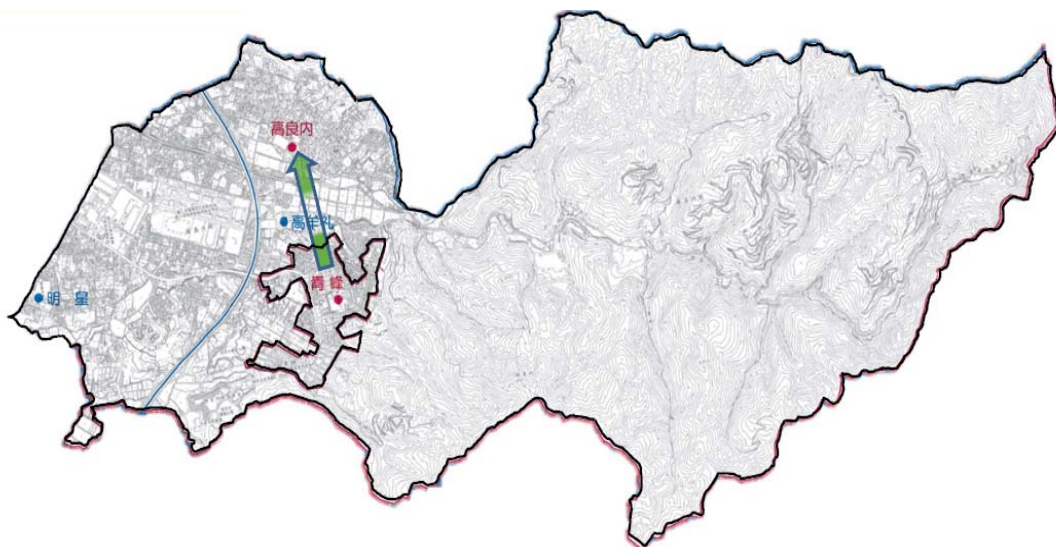
統合後（令和7年5月1日見込み）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
高良内小	学級数	3	3	3	3	3	3	18
	児童数	93	90	75	95	96	79	528 (546)

※通常学級の学級数・児童数。

ただし、合計（）は特別支援学級の児童数を含む全児童数。

2 校区概略図



### 3 青峰小・高良内小の概要

●青峰小学校の概要	●高良内小学校の概要
・児童数 56名（令和5年5月1日現在）	・児童数 513名（令和5年5月1日現在）
・創立年 昭和48年 （令和5年度；創立51年目）	・創立年 明治11年 （令和5年度；創立145年目）
・卒業者数 3,496名（令和4年度まで）	・卒業者数 11,471名（令和4年度まで）
・所在地 久留米市青峰2丁目7-1	・所在地 久留米市高良内町523-1

当初案

## 第2次久留米市立小学校校統合基本計画

【案】

令和5年2月

久留米市教育委員会

修正後

## 第2次久留米市立小学校校統合基本計画

(削除)

令和5年8月

久留米市教育委員会



当初案

目次

本編

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 第2次久留米市立小学校統合基本計画決定までの手順・・ 2

2 統合の対象校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 統合の組み合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4 統合の方式、学校の名称及び位置・・・・・・・・・・ 3

5 統合の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

6 統合の実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

7 統合に向けた取組項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

資料編

1 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推移について・ 1

2 統合の組み合わせについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推計について・ 5

修正後

目次

本編

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 第2次久留米市立小学校統合基本計画決定までの手順・・ 2

2 統合の対象校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 統合の組み合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4 統合の方式、学校の名称及び位置・・・・・・・・・・ 3

5 統合の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

6 統合の実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

7 統合に向けた取組項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

資料編

1 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推移について・ 1

2 統合の組み合わせについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推計について・ 5

当初案

本編

修正後

本編

当初案

はじめに

現在、人口減少、少子高齢化が進行している中、今後は、新型コロナウイルス感染症の影響で出生率が低下し、さらに少子化が進む見込みです。

このため市立小学校においても、入学する児童が減少することで小規模化が進み、複式学級が発生する学校が増えていくことが見込まれています。

複式学級は、法律に基づき、隣り合う2つの学年の児童数の合計が、16人以下の場合（第1学年を含む場合は8人以下の場合）に編制されるものです。複式学級では、教員からの直接指導の時間が約半分となることや集団による話し合いが難しいなど、教育的な課題が大きいため、速やかな対応が求められます。

久留米市教育委員会は、小規模化する市立小学校の課題等に対応するため、その基本的な考え方や方向性等について、平成30年10月に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を定めました。

この方針では、小規模校における対応検討の優先順位について、既に複式学級が発生している学校、次に、今後、複式学級の発生が見込まれる学校、そして、望ましい学校規模を下回る学校とし、その対応の基本方針は、学校の統合としていきます。

「第1次久留米市立小学校統合格基本計画」では、この方針に基づき、複式学級が発生していた下田小・浮島小学校と城島小学校の統合を進めていくための具体的かつ基本的な事項について定め、令和3年4月に、久留米市で初めてとなる小学校の統合を行い、複式学級が解消したところろです。

「第2次久留米市立小学校統合格基本計画【案】」では、令和5年度に複式学級の発生が見込まれる青峰小学校を対象として、速やかな学校統合を進めていくため、市教育委員会において、統合の組み合わせや統合までの手順、実施時期など、具体的かつ基本的な事項について定められています。

修正後

はじめに

現在、人口減少、少子高齢化が進行している中、今後は、新型コロナウイルス感染症の影響で出生率が低下し、さらに少子化が進む見込みです。

このため市立小学校においても、入学する児童が減少することで小規模化が進み、複式学級が発生する学校が増えていくことが見込まれています。

複式学級は、法律に基づき、隣り合う2つの学年の児童数の合計が、16人以下の場合（第1学年を含む場合は8人以下の場合）に編制されるものです。複式学級では、教員からの直接指導の時間が約半分となることや集団による話し合いが難しいなど、教育的な課題が大きいため、速やかな対応が求められます。

久留米市教育委員会は、小規模化する市立小学校の課題等に対応するため、その基本的な考え方や方向性等について、平成30年10月に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を定めました。

この方針では、小規模校における対応検討の優先順位について、既に複式学級が発生している学校、次に、今後、複式学級の発生が見込まれる学校、そして、望ましい学校規模を下回る学校とし、その対応の基本方針は、学校の統合としていきます。

「第1次久留米市立小学校統合格基本計画」では、この方針に基づき、複式学級が発生していた下田小・浮島小学校と城島小学校の統合を進めていくための具体的かつ基本的な事項について定め、令和3年4月に、久留米市で初めてとなる小学校の統合を行い、複式学級が解消したところろです。

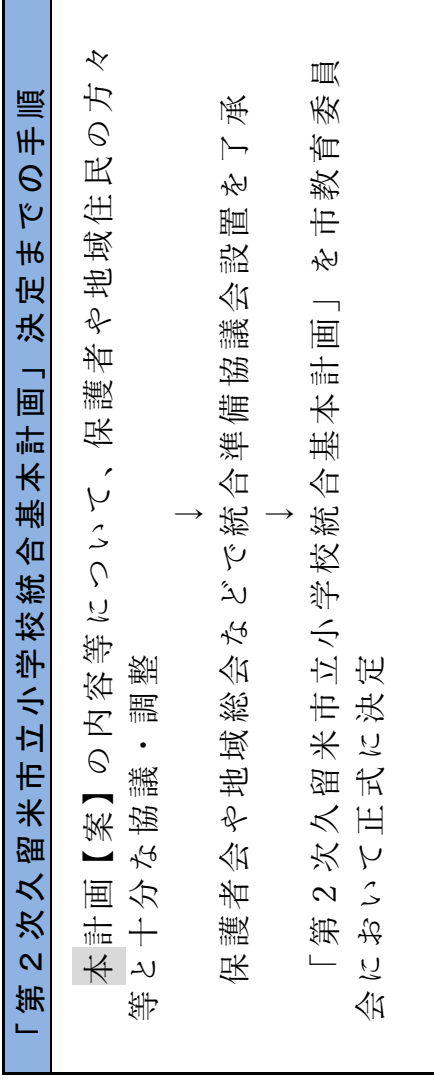
「第2次久留米市立小学校統合格基本計画」は、令和5年度に複式学級の編制基準に該当し、その後の児童数推計で拡大・固定化が見込まれる青峰小学校を対象として、速やかな学校統合を進めていくため、市教育委員会において、統合の組み合わせや統合までの手順、実施時期など、具体的かつ基本的な事項について定められています。

当初案

1 第2次久留米市立小学校統合せ基本計画決定までの手順

この計画【案】の内容は、市教育委員会における現段階での【案】となつています。市教育委員会は、この【案】に基づき、統合せの対象となる学校の保護者や地域住民の方々等と十分な協議・調整等を経た上で、計画として決定します。

【本計画決定までの手順】



2 統合せの対象校

「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき、速やかに、必要となる学校規模を確保するため、令和5年度に複式学級を編制する見込みである学校を統合せの対象校とします。

【統合せの対象校】

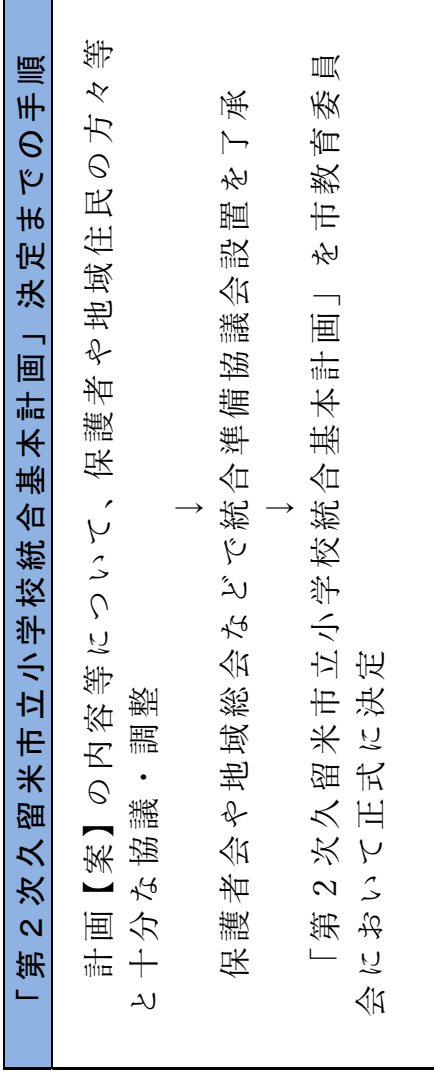
統合せの対象校	複式学級編制の状況
青峰小学校	令和5年度より編制する見込み

修正後

1 第2次久留米市立小学校統合せ基本計画決定までの手順

この計画は、市教育委員会が、まず「第2次久留米市立小学校統合せ基本計画【案】」を作成し、その【案】に基づき、統合せの対象となる学校の保護者や地域住民の方々等と十分な協議・調整等を経た上で、決定したものです。

【本計画決定までの手順】



2 統合せの対象校

「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき、速やかに、必要となる学校規模を確保するために、令和5年度に複式学級の編制基準に該当し、その後の児童数推計で拡大・固定化が見込まれる学校を統合せの対象校とします。

【統合せの対象校】

統合せの対象校	複式学級編制の状況
青峰小学校	令和5年度より編制基準に該当

当初案

3 統合せの組み合わせ

より良い教育条件・教育環境を整える観点から、望ましい学校規模が確保される組み合わせを基本に、隣接している小学校及び進学先の中学校区内にある小学校同士の組み合わせとします。

青峰小学校に隣接する小学校は高良内小学校のみとなっています。また、青峰小学校の進学先の中学校は高牟礼中学校であり、同じ中学校区内に高良内小学校も含まれることから、統合せの組み合わせ校は、高良内小学校とします。

この組み合わせにより、1学年が複数の学級で構成される規模である望ましい学校規模が確保される見込みです。

【統合せの組み合わせ】

統合せの対象校	組み合わせ校
青峰小学校	高良内小学校

4 統合せの方式、学校の名称及び位置

統合せの方式は、速やかに、より良い教育条件・教育環境を整えるために、大規模な学校施設の整備等を伴わない編入統合せとし、学校規模や児童等への総合的な影響、開校の経過等も踏まえ、現在の高良内小学校の校舎を使用します。

したがって、統合せの学校の名称及び位置は、編入先の学校の現行どおりとします。

【統合せの方式、統合せの学校の名称及び位置】

統合せの方式	統合せの学校	
	名称	位置
編入統合せ	高良内小学校	久留米市高良内町523番地1

修正後

3 統合せの組み合わせ

より良い教育条件・教育環境を整える観点から、望ましい学校規模が確保される組み合わせを基本に、隣接している小学校及び進学先の中学校区内にある小学校同士の組み合わせとします。

青峰小学校に隣接する小学校は高良内小学校のみとなっています。また、青峰小学校の進学先の中学校は高牟礼中学校であり、同じ中学校区内に高良内小学校も含まれることから、統合せの組み合わせ校は、高良内小学校とします。

この組み合わせにより、1学年が複数の学級で構成される規模である望ましい学校規模が確保される見込みです。

【統合せの組み合わせ】

統合せの対象校	組み合わせ校
青峰小学校	高良内小学校

4 統合せの方式、学校の名称及び位置

統合せの方式は、速やかに、より良い教育条件・教育環境を整えるために、大規模な学校施設の整備等を伴わない編入統合せとし、学校規模や児童等への総合的な影響、開校の経過等も踏まえ、現在の高良内小学校の校舎を使用します。

したがって、統合せの学校の名称及び位置は、編入先の学校の現行どおりとします。

【統合せの方式、統合せの学校の名称及び位置】

統合せの方式	統合せの学校	
	名称	位置
編入統合せ	高良内小学校	久留米市高良内町523番地1

当初案

5 統合の進め方

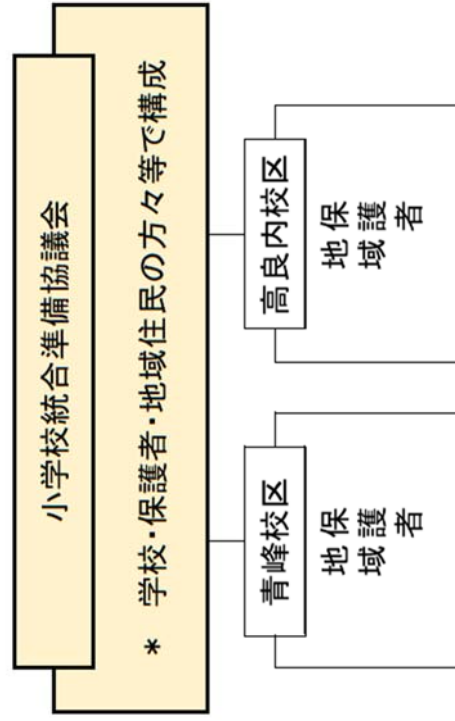
具体的に調整すべき事項や円滑な統合に向けて行っておくべき準備等の検討（事前交流の実施など）については、本計画決定後、学校、保護者、地域住民の方々等で構成する統合準備協議会を設置して進めます。

【統合の進め方】

統合の進め方

円滑に進めるために統合準備協議会を設置する  
（学校・保護者・地域住民の方々等で構成）

<イメージ図>



6 統合の実施時期

統合の実施時期は、令和7年4月1日を目指します。本計画決定後、統合にかかる学校同士の児童や教職員等による事前交流等の実施のほか、統合準備協議会での具体的な協議・調整等を行うために、一の年度を確保した上で、統合を実施します。

修正後

5 統合の進め方

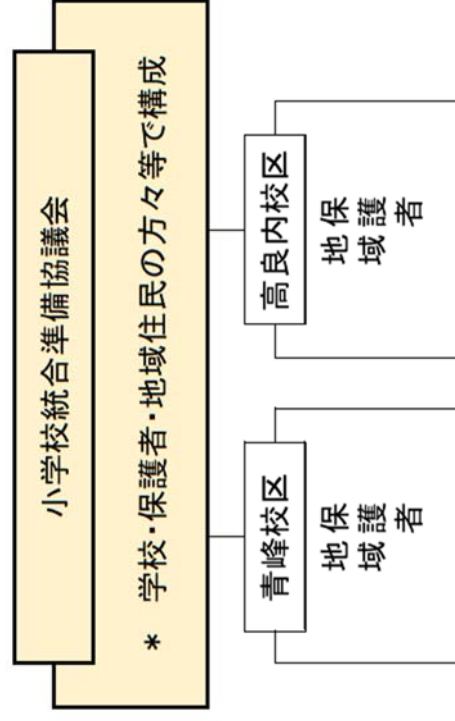
具体的に調整すべき事項や円滑な統合に向けて行っておくべき準備等の検討（事前交流の実施など）については、学校、保護者、地域住民の方々等で構成する統合準備協議会を設置して進めます。

【統合の進め方】

統合の進め方

円滑に進めるために統合準備協議会を設置する  
（学校・保護者・地域住民の方々等で構成）

<イメージ図>



6 統合の実施時期

統合の実施時期は、令和7年4月1日とします。統合にかかる学校同士の児童や教職員等による事前交流等の実施のほか、統合準備協議会での具体的な協議・調整等を行うために、一の年度以上の準備期間を確保した上で、統合を実施します。



当初案

【具体的な手順やスケジュール（予定）】

具体的な手順やスケジュール（予定）	
～R5年6月	・本計画【案】を保護者や地域住民の方々等と協議
R5年7月頃	・保護者会や地域総会などで統合作準備協議会設置を了承
R5年9月	・教育委員会で本計画を決定 ・市議会で小学校設置条例一部改正の議決（＝統合作の正式決定）
R5年10月～ R7年3月	※統合作に向けた準備期間（約1年半） ・統合作準備協議会の設置と統合作に向けた取組項目の協議・調整
R7年4月	統合作スタート

7 統合作に向けた取組項目

統合作に向け、以下の項目について取り組みます。具体的な内容については、統合作準備協議会において協議調整を行います。

【取組項目と内容】

取組項目	取組の内容
児童の安全・安心のための取組	○事前交流の実施 ○スクールカウンセラーの拡充 ○教職員配置の工夫 ○高良内小学校の改修 ○通学路の危険箇所への対応など
その他、統合作に伴う協議・検討課題	
○通級指導教室	○児童保育所
○地域の活性化（跡地の活用を含む）	など

修正後

【具体的な手順やスケジュール】

具体的な手順やスケジュール	
R4年12月～ R5年7月	・保護者や地域住民の方々を対象に説明会等を開催 ・計画【案】を保護者や地域住民の方々等と協議 ・保護者会や地域総会などで統合作準備協議会設置を了承
R5年8月	・教育委員会で本計画を決定
R5年9月	・市議会で小学校設置条例一部改正の議決（＝統合作の正式決定）
R5年10月～ R7年3月	※統合作に向けた準備期間（約1年半） ・統合作準備協議会の設置と統合作に向けた取組項目の協議・調整
R7年4月	統合作スタート

7 統合作に向けた取組項目

統合作に向け、以下の項目について取り組みます。具体的な内容については、統合作準備協議会において協議調整を行います。

【取組項目と内容】

取組項目	取組の内容
児童の安全・安心のための取組	○事前交流の実施 ○スクールカウンセラーの拡充 ○教職員配置の工夫 ○高良内小学校の改修 ○通学路の危険箇所への対応など
その他、統合作に伴う協議・検討課題	
○通級指導教室	○児童保育所
○地域の活性化（跡地の活用を含む）	など

当初案

資料編

修正後

資料編



当初案

1 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推移について

統合の対象校である青峰小学校と高良内小学校の昭和50年度から令和4年度までの児童数・学級数の推移は以下のとおりとなります。

(1) 統合の対象校における児童数・学級数の推移

年度	青峰小		高良内小	
	児童	学級	児童	学級
S50	419	13	783	20
S51	556	16	799	21
S52	633	18	872	24
S53	758	21	894	24
S54	896	24	960	24
S55	979	26	975	24
S56	1,021	27	1,012	25
S57	1,037	25	1,026	25
S58	1,014	25	1,015	24
S59	957	24	970	24
S60	919	23	929	23
S61	891	22	918	23
S62	821	22	885	23
S63	746	22	887	24
H1	696	19	868	24
H2	659	18	902	26
H3	595	18	923	27
H4	529	16	907	26
H5	503	16	876	24
H6	467	15	836	23
H7	444	14	798	22
H8	420	14	768	22
H9	396	14	728	20
H10	378	13	698	20
H11	359	13	670	20
H12	359	13	670	20
H13	351	13	656	19
H14	342	13	667	20
H15	335	13	691	22
H16	292	14	691	22
H17	294	13	681	22
H18	286	12	676	22
H19	257	11	676	23
H20	245	10	654	22
H21	234	10	636	20
H22	231	10	636	20
H23	208	9	625	21
H24	208	9	631	22
H25	171	8	593	22
H26	156	8	589	22
H27	141	9	595	22
H28	131	9	590	22
H29	124	9	585	22
H30	117	9	571	22
R1	107	10	564	22
R2	90	9	551	21
R3	77	8	544	21
R4	64	8	534	23

注)

- ・児童数；特別支援学級在籍児童を含む全児童数
- ・学級数；特別支援学級を含みます

修正後

1 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推移について

統合の対象校である青峰小学校と高良内小学校の昭和50年度から令和5年度までの児童数・学級数の推移は以下のとおりとなります。

(1) 統合の対象校における児童数・学級数の推移

年度	青峰小		高良内小	
	児童	学級	児童	学級
S50	419	13	783	20
S51	556	16	799	21
S52	633	18	872	24
S53	758	21	894	24
S54	896	24	960	24
S55	979	26	975	24
S56	1,021	27	1,012	25
S57	1,037	25	1,026	25
S58	1,014	25	1,015	24
S59	957	24	970	24
S60	919	23	929	23
S61	891	22	918	23
S62	821	22	885	23
S63	746	22	887	24
H1	696	19	868	24
H2	659	18	902	26
H3	595	18	923	27
H4	529	16	907	26
H5	503	16	876	24
H6	467	15	836	23
H7	444	14	798	22
H8	420	14	768	22
H9	396	14	728	20
H10	378	13	698	20
H11	359	13	670	20
H12	351	13	656	19
H13	342	13	667	20
H14	339	13	691	22
H15	335	13	749	24
H16	292	14	691	22
H17	294	13	681	22
H18	286	12	676	22
H19	257	11	676	23
H20	245	10	654	22
H21	234	10	636	20
H22	231	10	625	21
H23	208	9	631	22
H24	190	9	596	22
H25	171	9	593	22
H26	156	8	589	22
H27	141	9	595	22
H28	131	9	590	22
H29	124	9	585	22
H30	117	9	571	22
R1	107	10	564	22
R2	90	9	551	22
R3	77	8	544	21
R4	64	8	534	23
R5	56	8	513	23

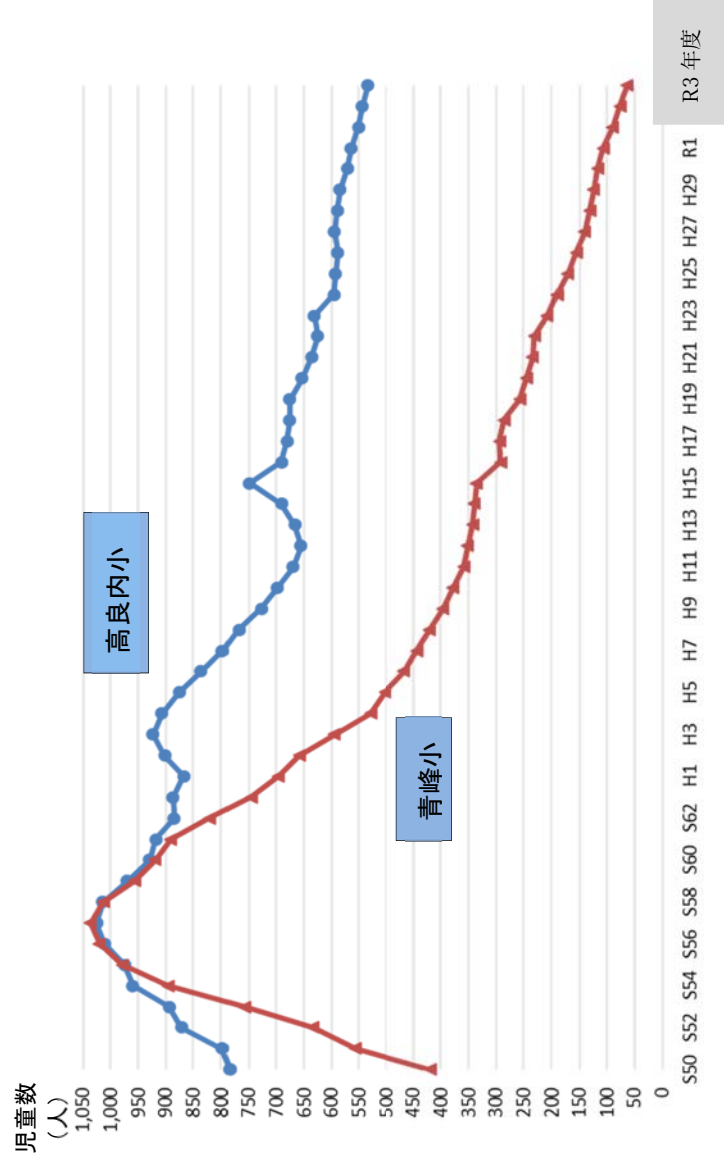
注)

- ・児童数；特別支援学級在籍児童を含む全児童数
- ・学級数；特別支援学級を含みます

当初案

(2) 青峰小・高良内小学校における児童数の推移グラフ

青峰小学校と高良内小学校とともに、中・長期的には今後も児童数の減少傾向は続くものと推計されます。



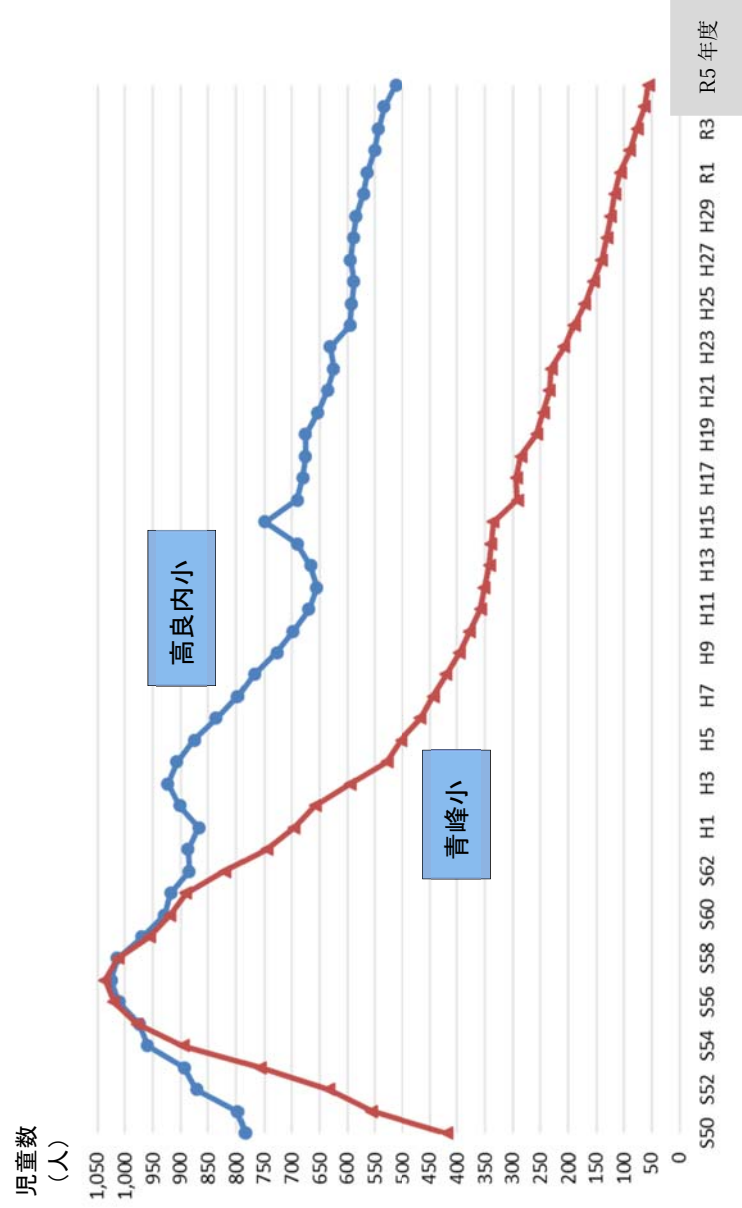
凡例)

- ・ 高良内小学校；—●—
- ・ 青峰小学校；—▲—

修正後

(2) 青峰小・高良内小学校における児童数の推移グラフ

青峰小学校と高良内小学校とともに、中・長期的には今後も児童数の減少傾向は続くものと推計されます。



凡例)

- ・ 高良内小学校；—●—
- ・ 青峰小学校；—▲—

当初案

2 統合せの組み合わせについて

統合せの組み合わせ校を検討するにあたっては、より良い教育条件・教育環境を整える観点から、望ましい学校規模が確保される組み合わせを基本に、隣接している小学校及び進学先の中学校区内にある小学校同士の組み合わせ等を踏まえて検討しました。

青峰小学校に隣接する小学校は高良内小学校のみとなっています。また、青峰小学校の進学先の中学校は高牟礼中学校であり、同じ中学校区内に高良内小学校も含まれることから、統合せの組み合わせ校は、高良内小学校とします。この組み合わせにより、1学年が複数の学級で構成される規模である望ましい学校規模が確保される見込みです。

(1) 各学校の児童数・学級数の現状

統合せの対象校である青峰小学校と組み合わせ校である高良内小学校における児童数・学級数の現状は、以下のとおりです。

① 青峰小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	6
児童数	7	9	9	11	12	7	55
1学級当りの児童数	7	9	9	11	12	7	9.1

② 高良内小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
学級数	3	3	3	3	3	3	18
児童数	91	91	71	86	73	94	506
1学級当りの児童数	30	30	24	29	24	31	28.1

注)

- 令和4年5月1日現在の各学校の児童数・学級数（通常学級のみ）
- 1学級当りの児童数の合計欄は平均値を表します
- 1年生から3年生までは1学級35人編制となっています（令和6年度までに段階的に実施されます）

修正後

2 統合せの組み合わせについて

統合せの組み合わせ校を検討するにあたっては、より良い教育条件・教育環境を整える観点から、望ましい学校規模が確保される組み合わせを基本に、隣接している小学校及び進学先の中学校区内にある小学校同士の組み合わせ等を踏まえて検討しました。

青峰小学校に隣接する小学校は高良内小学校のみとなっています。また、青峰小学校の進学先の中学校は高牟礼中学校であり、同じ中学校区内に高良内小学校も含まれることから、統合せの組み合わせ校は、高良内小学校とします。この組み合わせにより、1学年が複数の学級で構成される規模である望ましい学校規模が確保される見込みです。

(1) 各学校の児童数・学級数の現状

統合せの対象校である青峰小学校と組み合わせ校である高良内小学校における児童数・学級数の現状は、以下のとおりです。

① 青峰小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	6
児童数	6	6	7	9	10	11	49
1学級当りの児童数	6	6	7	9	10	11	8

② 高良内小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
学級数	3	3	3	3	3	3	18
児童数	74	90	91	73	84	74	486
1学級当りの児童数	25	30	30	24	28	25	27

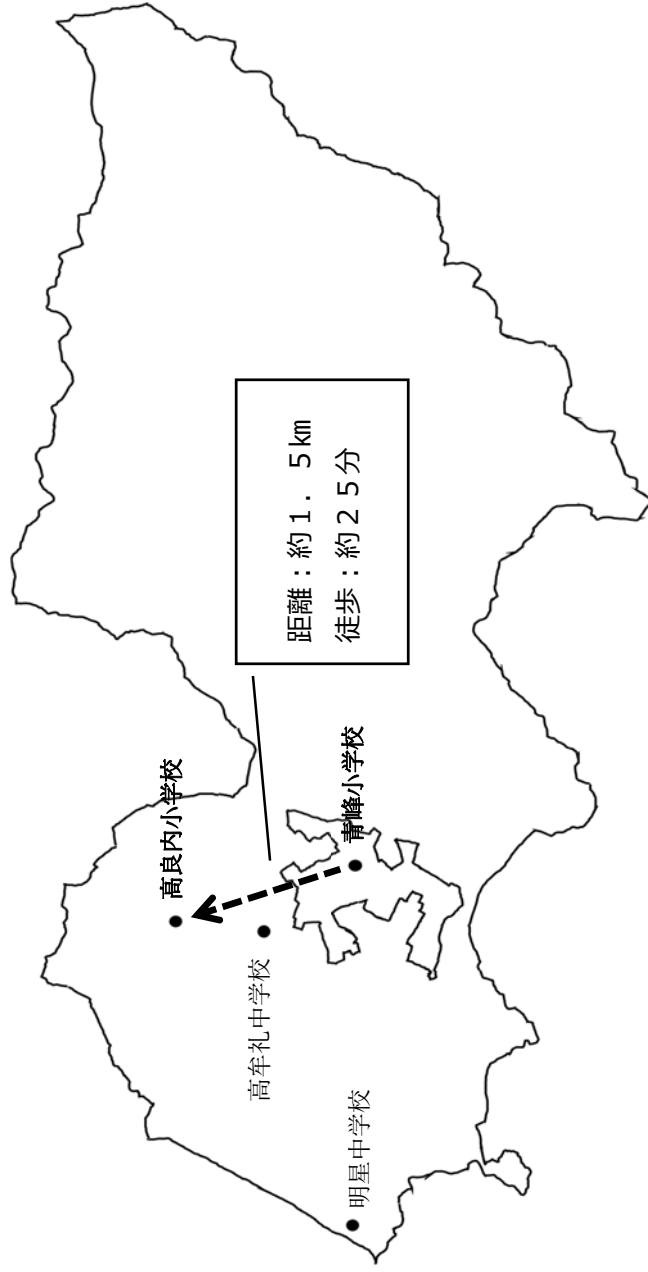
注)

- 令和5年5月1日現在の各学校の児童数・学級数（通常学級のみ）
- 1学級当りの児童数は平均値を表します
- 1年生から4年生までは1学級35人編制となっています（令和7年度までに全学年で段階的に実施されます）
- 青峰小学校2, 3年生は、複式学級の編制基準に該当してはいますが、県の特例的な教員の加配措置により回避してはいます

当初案

(2) 校区図

青峰小学校から隣接する高良内小学校までの学校から学校までの距離と時間は、以下のとおりです。



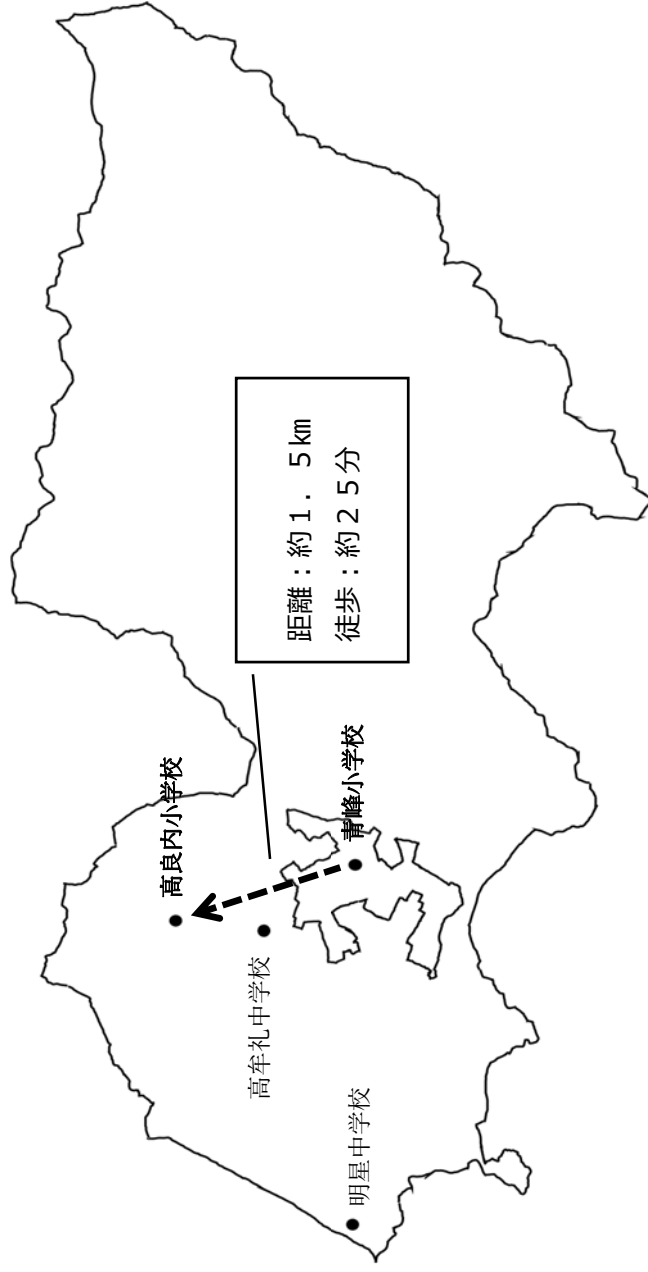
注)

- ・距離は、青峰小学校から高良内小学校までの実際の道路上で計測した距離を表しています
- ・時間は、児童の徒歩による時間（1分間＝60m）を表しています

修正後

(2) 校区図

青峰小学校から隣接する高良内小学校までの学校から学校までの距離と時間は、以下のとおりです。



注)

- ・距離は、青峰小学校から高良内小学校までの実際の道路上で計測した距離を表しています
- ・時間は、児童の徒歩による時間（1分間＝60m）を表しています

当初案

3 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推計について

\* R4.5.1 現在の推計値（統合を実施しなかった場合）です  
 \* 過去5年間の増減を加味して推計したものです

①青峰小学校（小規模校）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R4	1	1	1	1	1	1	6
	7	9	9	11	12	7	55(64)
R5	1	複式学級	1	1	1	1	5
	8	6	8	9	10	12	53(59)
R6	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	9	7	5	8	10	10	47(49)
R7	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	7	8	6	5	7	8	41(43)
R8	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	6	6	7	6	4	7	36(37)
R9	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	4	5	5	7	5	4	30(30)
R10	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	6	4	4	5	6	5	30(30)

②高良内小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R4	3	3	3	3	3	3	18
	91	91	71	86	73	94	506(534)
R5	3	3	3	3	3	2	17
	73	89	89	72	83	73	479(503)
R6	3	3	3	3	2	3	17
	80	71	87	90	70	83	481(497)
R7	3	3	2	3	3	2	16
	86	78	69	88	87	70	478(490)
R8	3	3	3	2	3	3	17
	75	84	76	70	85	87	477(485)
R9	3	3	3	3	2	3	17
	81	73	82	77	68	85	466(468)
R10	2	3	3	3	3	2	16
	69	79	71	83	75	68	445(445)

注)

・ 上段；学級数 下段；児童数

修正後

3 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推計について

\* R5.5.1 現在の推計値（統合を実施しなかった場合）です  
 \* 過去5年間の増減を加味して推計したものです

①青峰小学校（小規模校）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R5	1	1	1	1	1	1	6
	6	6	7	9	10	11	49(56)
R6	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	10	5	5	7	8	10	45(47)
R7	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	8	9	4	5	6	8	40(42)
R8	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	5	7	8	4	4	6	34(35)
R9	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	5	4	6	8	4	4	31(32)
R10	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	8	4	3	6	7	4	32(33)
R11	1	複式学級	複式学級	複式学級	1	1	4
	8	7	3	3	5	7	33(33)

②高良内小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R5	3	3	3	3	3	3	18
	74	90	91	73	84	74	486(513)
R6	3	3	3	3	2	3	18
	83	72	89	92	71	84	491(510)
R7	3	3	2	3	3	2	18
	85	81	71	90	90	71	488(504)
R8	3	3	3	3	3	3	18
	85	83	80	72	88	90	498(511)
R9	3	3	3	3	2	3	17
	80	83	82	81	70	88	484(490)
R10	2	3	3	3	3	2	17
	75	78	82	83	79	70	467(469)
R11	2	3	3	3	3	2	18
	79	73	77	83	81	79	472(472)

注)

・ 上段；学級数 下段；児童数



当初案

- ・児童数の合計( )は特別支援学級在籍児童数を含まず
- ・過去5年間に1学年が上がるごとの児童数の増減値の平均を増減率として算出しています
- ・学級数は、通常学級のみを対象としています
- ・R7年度からは全学年で1学級35人編制となります(R6年度までは段階的に実施されます)
- ・隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では、16人以下で複式学級編制となります

【参考】統合した場合の児童数 (①+②)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R4	98	100	80	97	85	101	561(598)
R5	81	95	97	81	93	85	532(562)
R6	89	78	92	98	78	93	528(546)
R7	93	86	75	93	94	78	519(533)
R8	81	90	83	76	89	94	513(522)
R9	85	78	87	84	73	89	496(498)
R10	75	83	75	88	81	73	475(475)

注)

- ・上段；学級数 ・下段；児童数
- ・児童数の合計( )は特別支援学級在籍児童数を含まず
- ・学級数は、通常学級のみを対象としています
- ・R4.5.1現在の推計値です
- ・R7年度からは全学年で1学級35人編制となります(R6年度までは段階的に実施されます)

修正後

- ・児童数の合計( )は特別支援学級在籍児童数を含まず
- ・過去5年間に1学年が上がるごとの児童数の増減数から増減率を算出し、これを掛けて推計しています
- ・学級数は、通常学級のみを対象としています
- ・R7年度からは全学年で1学級35人編制となります(R7年度までに段階的に実施されます)
- ・隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では、16人以下で複式学級編制となります

【参考】統合した場合の児童数 (①+②)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R5	80	96	98	82	94	85	535(569)
R6	93	77	94	99	79	94	536(557)
R7	93	90	75	95	96	79	528(546)
R8	90	90	88	76	92	96	532(546)
R9	85	87	88	89	74	92	496(522)
R10	83	82	85	89	86	74	499(502)
R11	87	80	80	86	86	86	505(505)

注)

- ・上段；学級数 ・下段；児童数
- ・児童数の合計( )は特別支援学級在籍児童数を含まず
- ・学級数は、通常学級のみを対象としています
- ・R5.5.1現在の推計値です
- ・R7年度からは全学年で1学級35人編制となります(R7年度までに段階的に実施されます)

## 第 5 2 号議案

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見  
の申出について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の  
申出について

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例について、別紙のと  
おり市議会に提出することに同意する。



第 号議案

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

提案理由

久留米市立青峰小学校を久留米市立高良内小学校に統合することに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例

久留米市立小学校設置条例（昭和39年久留米市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

〃 青峰小学校	〃 青峰二丁目7番1号
〃 津福小学校	〃 津福今町472番地31

」

を

「

〃 津福小学校	〃 津福今町472番地31
---------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

久留米市立小学校設置条例（昭和39年久留米市条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）																		
<p>(設置) 第1条 略 (名称及び位置) 第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置) 第1条 略 (名称及び位置) 第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>青峰小学校</td> <td>青峰二丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>津福小学校</td> <td>津福今町472番地31</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	青峰小学校	青峰二丁目7番1号	津福小学校	津福今町472番地31	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>津福小学校</td> <td>津福今町472番地31</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	津福小学校	津福今町472番地31	略	略
名称	位置																		
略	略																		
青峰小学校	青峰二丁目7番1号																		
津福小学校	津福今町472番地31																		
略	略																		
名称	位置																		
略	略																		
津福小学校	津福今町472番地31																		
略	略																		
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>																		
<p>附 則（令和2年6月30日条例第34号）</p>	<p>附 則（令和2年6月30日条例第34号）</p>																		
<p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>																		
	<p><u>附 則</u></p>																		
	<p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>																		



## 第 5 3 号議案

令和 5 年度教育費 8 月補正予算（第 6 号）の専決処分に  
係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

令和 5 年度教育費 8 月補正予算（第 6 号）の専決処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和 5 年度教育費 8 月補正予算（第 6 号）の専決処分に  
係る意見の申出の臨時代理について

令和 5 年度教育費 8 月補正予算（第 6 号）の専決処分に係る意見の  
申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、  
承認を求める。

令和 5 年度教育費 8 月補正予算（第 6 号）の専決処分に  
係る意見の申出について

令和 5 年度教育費 8 月補正予算（第 6 号）の専決処分について、別  
紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16	国庫支出金	千円 20,959,319	千円 326,161	千円 21,285,480
17	県支出金	千円 5,747,410	千円 92,934	千円 5,840,344
23	市債	千円 8,166,000	千円 1,958,400	千円 10,124,400

※ 「16国庫支出金－1国庫負担金」のうち補正額2,333千円が教育委員会分

※ 「17県支出金－1県負担金」のうち補正額200千円が教育委員会分

※ 「23市債－1市債」のうち補正額31,200千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3	民生費	千円 0	千円 101,374	千円 101,374
	4 災害救助費	千円 3,010,342	千円 42,178	千円 3,052,520
	2 小学校費	千円 1,465,551	千円 3,600	千円 1,469,151
	3 中学校費	千円 340,245	千円 300	千円 340,545
10	教育費	千円 1,419,716	千円 1,000	千円 1,420,716
	4 特別支援学校費	千円 4,417,726	千円 7,041	千円 4,424,767
	5 高等学校費	千円 0	千円 5,000	千円 5,000
	6 社会教育費			
11	災害復旧費			
	3 文教施設災害復旧費			

※ 「3民生費－4災害救助費」のうち補正額200千円が教育委員会分



第2表 地方債補正（抜粋）

（追加）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 542,000	普通貸借又は 証券発行	% 2.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。 ただし、市財政の都合により借入期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるとがである。

※ 「災害復旧事業」のうち補正額5,000千円が教育委員会分

（変更）

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	千円	限度額	千円
義務教育施設整備事業	388,500	千円	411,800	千円
社会教育施設整備事業	788,000	千円	790,900	千円



令和5年度9月補正予算 調整資料(災害分)

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	要求内容	令和5年度 当初予算額 千円
		国庫支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円			
款項目：11-3-1 <b>小学校施設災害復旧 事業</b> (学校施設課)	5,000		5,000	0	<b>◎小学校施設災害復旧事業</b> 避難所として使用している学校施設の原状復旧に要する費用を補正要求するもの。 ・竹野小 グラウンド・屋内運動場の原状復旧 5,000千円	5,000千円	
款項目：10-2-1、10-3-1 10-4-1、10-5-1 <b>一般事業</b> <b>学校施設維持管理事業</b> (学校施設課)	12,400 3,600 300 1,000		3,000	9,400 3,600 300 1,000	<b>◎小学校施設維持管理事業</b> 12,400千円 <b>◎中学校施設維持管理事業</b> 3,600千円 <b>◎特別支援学校施設維持管理事業</b> 300千円 <b>◎高等学校施設維持管理事業</b> 1,000千円 ・6/30(金)からの大雨で、雨漏り等確認。 学校運営に支障をきたすため、緊急に対応が必要であり、特に児童生徒への影響が高いことから、修繕料および委託料を補正要求するもの。 小学校(27校) 9,400千円 中学校(13校) 3,600千円 特別支援学校(1校) 300千円 高等学校(2校) 1,000千円 ・草野小 被害状況：学校敷地内に土砂流入、正門通路・側溝破損修繕 通路・側溝修繕 3,000千円	12,400千円 3,600千円 300千円 1,000千円	

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳			令和5年度 当初予算額 千円								
		国庫支出金 千円	地方 千円	他の 千円									
款項目: 03-04-01 標準経費 災害救助費 (学校教育課)	200	200		0	726,184 (小学校)								
<p>◎被災した児童・生徒への学用品の給与 200千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住家の床上浸水による喪失、損傷等により使用不能となった学用品の児童生徒への給与を行うものである。</li> <li>災害救助法適用 国県負担 10/10(限度額あり)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 136千円(学用品、教科書)</li> <li>・中学校 62千円(学用品、教科書)</li> <li>・高等学校 2千円(教科書)</li> </ul> </div>					333,292 (中学校)								
<p><b>9 学用品の給与 (内閣府告示 第9条)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">一 般 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"> <b>対象者</b>                              災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)                         </td> <td style="width: 50%;"> <b>対象品目</b>                              学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 など                               a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 など                               b. 傘、靴、長靴 など                               c. 運動靴、体育着、カステネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 など                         </td> </tr> <tr> <td> <b>費用の限度額</b>                              ①教科書、正規の教材：実費                              ②文房具、通学用品：                              小学校児童 4,800円以内                              中学校生徒 5,100円以内                              高等学校生徒 5,600円以内                         </td> <td>                             ①教科書及び正規の教材                               ②文房具、通学用品                         </td> </tr> <tr> <td> <b>救助期間</b>                              災害発生の日から                              ①教科書、教材：1か月以内                              ②文房具、通学用品：15日以内                         </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。</p>						一 般 基 準		<b>対象者</b> 災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	<b>対象品目</b> 学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 など  a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 など  b. 傘、靴、長靴 など  c. 運動靴、体育着、カステネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 など	<b>費用の限度額</b> ①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品： 小学校児童 4,800円以内 中学校生徒 5,100円以内 高等学校生徒 5,600円以内	①教科書及び正規の教材  ②文房具、通学用品	<b>救助期間</b> 災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品：15日以内	
一 般 基 準													
<b>対象者</b> 災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	<b>対象品目</b> 学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 など  a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 など  b. 傘、靴、長靴 など  c. 運動靴、体育着、カステネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 など												
<b>費用の限度額</b> ①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品： 小学校児童 4,800円以内 中学校生徒 5,100円以内 高等学校生徒 5,600円以内	①教科書及び正規の教材  ②文房具、通学用品												
<b>救助期間</b> 災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品：15日以内													

令和5年度9月補正予算 調整資料(災害分)


教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳			記	令和5年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	その他 千円		
款項目:10-02-01 <b>小学校管理費</b> (学校教育課)	17,557		10,500		7,057	
					<p>◎被災した<b>学校備品等</b> 床上浸水等により使用不能となった大橋小学校及び田主丸小学校の体育用品や図書などの学校備品や消耗品の買換えに要する費用。</p>	17,557千円
						

令和5年度9月補正予算 調整資料(災害分)

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源			内 記	令和5年度 当初予算額 千円
		国 支 出 金 千 円	地 方 財 源 千 円	其 他 財 源 千 円		
款項目:10-06-04 <b>教育集会所整備事業</b> (学校教育課)	3,067		2,900		167	8,792
<p><b>◎牧教育集会所土砂流入による対応</b> 3,067千円            洪水により土砂が流入し、堆積した室内の対応を要する。            現在、集会所の利用ができない状態であるため、下記の記載内容について業務委託、修繕及び備品の購入を行うもの。</p> <p><b>【業務委託】</b> 244千円            ・館内清掃消毒、大会議室タイルカーペット・和室畳撤去            ・カーテンクリーニング、搬出運搬 221,760円 × 1.1 = 243,936円</p> <p><b>【修繕】</b> 2,393千円            ・大会議室・事務室等、館内のカーペット、床材、畳、壁クロスの張替え            2,175,000円 × 1.1 = 2,392,500円</p> <p><b>【備品購入】</b> 430千円            ・冷蔵庫 148,000円 (市の備品)            ・演台 232,100円 ( " )            ・掃除機 49,500円 ( " )            合計 429,600円 (税込)</p> <p><b>【その他】</b>            市有物件 建物総合損害共済加入施設につき、災害共済金を見込む  <b>【共済金見込額 = 損害復旧額 × 約50%】</b> ※備品は対象外</p>						

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳			令和5年度 当初予算額 千円
		国県支 出金 千円	地方 債 千円	その他 一般財源 千円	
款項目：10-10-01	12,221	2,333	9,800	88	
<b>小学校管理費</b>					
(学校保健課)					
浄化槽復旧作業費					
1.被災状況 浄化槽設置の敷地内に土砂が流入し、制御盤やプロアが機能不全となった。					
2.浄化槽使用施設 学校施設及び児童保育所					
3.修繕内訳 (単位：千円)					
① 浄化槽機器費	金額	国補助2/3			
内訳 制御盤・プロアの機器費及び据付費等	7,500				
同上嵩上及び配管延長費用、仮設運転費	3,500				2,333
② 土砂流入浄化槽内くみ上げ	4,000				
③ 流入汚水処理費	2,838				
合計	1,350				
	11,688				2,333
※金額は概算であり、今後変更の可能性あり					
4.復旧までのスケジュール					
時期	内容				
～7/31	仮設ポンプ等の手配				
	仮設のための電源確保				
8/1～8/13	仮設ポンプ等設置				
未定	本格復旧				
※浄化槽の修繕部品は納期までに3ヶ月かかる可能性有					
要求内容	◎ 小学校施設災害復旧 令和5年7月の大雨により、床上浸水した給食室や浄化槽の設備等に被害が発生した。 2学期開始までに、給食室や浄化槽の機能を復旧するためには、早急に修繕を行うことが必要であり、そのための経費について補正予算をお願いするもの。				12,221 千円
大橋小学校	12,221 千円				
教室名等	費目	内容			金額(千円)
浄化槽	修繕料	浄化槽機器修繕一式			11,688
給食室	修繕料	食器洗浄器・冷蔵庫など5点			533
7/11 大橋小 給食室 					

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳				内訳	要 求 内 容	令和5年度 当初予算額 千円
		国 千円	県 千円	地 方 千円	他 の 千円			
款項目:10-6-3 図書館維持補修事業 (中央図書館)	3,974					3,974	◎田丸図書館施設維持管理(災害復旧)事業 床上浸水被害の対応にかかる費用 ・書籍移転委託 12-1委託料 書籍保護のための一時移転費(10万冊) 3,974千円	
								



○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。



## 第 5 4 号 議案

令和 5 年度教育費 9 月補正予算（第 7 号）に係る意見の  
申出について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

令和 5 年度教育費 9 月補正予算（第 7 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

令和 5 年度教育費 9 月補正予算（第 7 号）に係る意見の  
申出について

令和 5 年度教育費 9 月補正予算（第 7 号）について、別紙のとおり  
市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 6 国庫支出金	1 国庫負担金	千円 21,285,480	千円 986,630	千円 22,272,110
	2 国庫補助金	千円 13,762,729	千円 209,707	千円 13,972,436
2 3 市債	1 市債	千円 10,124,400	千円 2,337,059	千円 12,461,459

※ 「1 6 国庫支出金－1 国庫負担金」のうち補正額22,666千円が教育委員会分

※ 「1 6 国庫支出金－2 国庫補助金」のうち補正額8,965千円が教育委員会分

※ 「2 3 市債－1 市債」のうち補正額23,100千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	千円 11,434,424	千円 777,849	千円 12,212,273
	1 教育総務費	千円 2,210,077	千円 245	千円 2,210,322
1 0 教育費	2 小学校費	千円 3,052,520	千円 1,094	千円 3,053,614
	4 特別支援学校費	千円 340,545	千円 31,231	千円 371,776
1 1 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	千円 5,000	千円 36,000	千円 41,000

※ 「2 総務費－1 総務管理費」のうち補正額1,733千円が教育委員会分の国県等返還金

第2表 繰越明許費補正（抜粋）

（追加）

款	項	事業名	金額
10	教育費 4	特別支援学校施設維持管理事業にかかる工事費	31,231

第3表 地方債補正（抜粋）

（追加）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別支援学校施設整備事業	千円 9,800	普通貸借又は 証券発行	% 2.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定する事項 による。 ただし、市財政の都合により 据置期間を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換えするこ とができる。

（変更）

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	千円	限度額	千円
災害復旧事業	542,000	千円	2,621,200	千円

※ 上記のうち補正額13,300千円が教育委員会分





令和5年度9月補正予算 調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	令和5年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	他の 千円		
款項目：2-1-19 標準経費 <b>国県等返還金</b> (学校施設課)	1,733				1,733	0
款項目：10-4-1 一般事業 <b>特別支援学校施設維持管理事業</b> (学校施設課)	31,231	8,965	17,300	4,966		3,250

学校施設環境改善交付金(国) 1/2	17,300
学校教育施設等整備事業債：充当率90%・75%	4,966
【繰越明許費】 ○工事請負費	31,231千円

学校名	全事業費 a	b	合計 b = (c + d)		差額 e (b - a)
			災害復旧費 負担金 c	共済金 d	
荒木小	2,858	3,057	1,905	1,152	199
屏水中	3,663	5,197	2,442	2,755	1,534

**◎国県等返還金 1,733千円**  
 R4.7月 荒木小学校および8月 屏水中学校の落雷被害に伴う復旧修繕について、公立諸学校建物其他災害復旧費負担金(以下「災害復旧費負担金」という。)の口交付及び建物総合災害共済共済金(以下「共済金」という。)の確定に伴いその差額の精算を行うもの。  
 ・返還金 1,733千円

**◎特別支援学校施設維持管理事業 31,231千円**  
 令和4年度3月補正計上済のエレベータ設置が、作業員不足により年度内完了が困難なため、現在、文部科学省と対応を協議中。  
 特別支援学校のエレベータ更新は喫緊の課題であるため、歳出予算の再計上および繰越明許費の設定を行うもの。  
 ・工事請負費 31,231千円

要求事項	予算要求額 千円	財源				内訳	要求内容	令和5年度 当初予算額 千円
		国 支 出 金	地 方 財 源	其 他	一 般 財 源			
款項目：10-1-2  <b>学校規模対策事業</b> (教育部総務)	244				244	<b>◎ 学校規模対策事業</b> 令和7年4月の小学校統合に向けた、統合準備協議会の設置にかかる費用を計上するもの ・ 統合準備協議会委員謝金 103千円 (1,031円×7名×2校区×7回+1,000) ・ 消耗品等 127千円 統合準備協議会ニュース用紙代(1,230円×85包×1.1) その他消耗品(10,000円×1.1) ・ 統合準備協議会会場借上げ料 15千円 (1,500円×7回+100円×6回×7回)	233	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>青峰・高良内小学校統合準備協議会</b></p> <p><b>[委員の構成]</b> 各小学校保護者(3名程度)、各地域(3名程度)            各小学校長、市教育委員会、久留米市            * 保護者・地域は、推薦に基づき市教委が委嘱</p> <p><b>[開催頻度]</b> 月1回程度の定期的な開催 * 必要に応じて複数回開催</p> <p><b>[主な協議事項]</b> 保護者部会等で協議した事項の承認、情報共有など</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p><b>高</b></p> </div> </div>								
<b>令和5年度</b>								
<b>令和6年度</b>								
8月						統合準備協議会 条例改正・補正予算①		
9月						● 交流事業 ● 通学路の安全対策 ● 高良内小学校の改修		
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
4月						● 学用品等取扱 ● 引越業務 ● 閉校式統合式・閉校行事 など、統合に向けた準備期間		
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
4月								
令和7年度								
<b>統合校スタート</b>								

令和5年度9月補正予算 調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	要 求 内 容	令和5年度 当初予算額 千円
		国県支 出金 千円	地方 債 千円	その他 千円			
款項目：10-2-1 標準経費 <b>小学校管理費</b> (学校教育課)	957				957	<b>◎交流学習・行事の実施</b> ○交流事業に係るバス借上料 55,000円×1台×6回 ※各学年1回ずつを想定  ○小学校統合交流事業交付金 1,100円×570人 ※6/28時点児童数…高良内小514人、青峰小56人	726,184
款項目：10-2-2 一般事業 <b>小学校スクールカウンセ            セラー活用事業</b> (学校教育課)	137				137	<b>◎スクールカウンセラーの配置拡充</b> ○交流学習等の実施時期から不安解消のための配置(R5.10～R6.3) 5,670円×4H×1校×6か月	6,702

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

## 第 5 5 号議案

久留米市学校給食運営審議会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市学校給食運営審議会規則（令和 5 年久留米市教育委員会規則第 7 号）第 2 条の規定により、久留米市学校給食運営審議会委員を任命し、又は委嘱しようとするものである。

久留米市学校給食運営審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市学校給食運営審議会規則（令和5年久留米市教育委員会規則第7号）第2条の規定により、下記の者を久留米市学校給食運営審議会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
教育委員会が 適当と認めるもの	<small>ひろしげ こうじ</small> 廣重 宏治	J Aくるめ青年部	令和5年8月1日 から 令和7年7月31日 まで

久留米市学校給食運営審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)学識経験者	あべ 安倍 ちか	九州栄養福祉大学	令和5年8月1日 から 令和7年7月31日 まで
	うめき ようこ 梅木 陽子	福岡女子大学	
(2)保護者代表	ひえだ まちこ 檜枝 真知子	小・中学校PTA連合協議会	
	おおつ ゆか 大津 由香	小・中学校PTA連合協議会	
(3)小学校校長会、中学校校長会及び栄養教諭の代表	たなか ゆうじ 田中 祐二	久留米市立金島小学校	
	ひがしの じゅん 東野 淳	久留米市立青陵中学校	
	なかむら ちえこ 中村 智恵子	久留米市立南小学校	
	こおり なち 郡 奈知	久留米市立筑邦西中学校	
(4)教育委員会が適当と認めるもの	ひろしげ こうじ 廣重 宏治	J Aくるめ青年部	

○久留米市学校給食運営審議会規則（抜粋）

令和5年3月31日

久留米市教育委員会規則第7号

~~~~~

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 小学校校長会、中学校校長会及び栄養教諭の代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



## 久留米市学校給食運営審議会の開催について

### 1 目的

定期的な学校給食費の見直し、給食の栄養バランス、食育や地産地消の取組など、子ども達の心身の成長にふさわしい給食のあり方について、有識者による調査審議を行うため、久留米市学校給食運営審議会を開催します。

### 2 審議会について

#### (1) 審議会の委員

審議会は、大学教授等、学校関係者、保護者の代表など8人程度で構成しています。

#### (2) 第1回審議会の内容

第1回の審議会では、本市の学校給食の献立、アレルギー対応、地産地消の取組などのほか、給食費の改定などについて情報共有・意見交換を行う予定です。

### 3 今後の予定

審議会は、年度内に2回の開催を予定しており、第1回の審議会については次のとおり開催します。

日時 令和5年8月28日（月）19時から

会場 市役所本庁舎301会議室



## 第 5 6 号議案

市立高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害  
賠償に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市立南筑高等学校の授業中に発生した家屋の屋根瓦破損事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

市立高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害賠償に係る意見の申出について

久留米市立南筑高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害賠償について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

市立高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害  
賠償について

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

提案理由

久留米市立南筑高等学校の授業中に発生した家屋の屋根瓦破損事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により市議会の議決を求めるものである。

市立高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害賠償について

市立高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害賠償について、紛争を将来に残さないため、別紙和解書を締結し、処理する。

## 和 解 書

甲 久留米市

久留米市長 原口 新五

乙

### 1 事故発生日時

令和5年6月14日

午後2時15分頃

### 2 事故発生場所

（乙宅敷地内）

### 3 事故の状況

久留米市立南筑高等学校の2年生の体育の授業中、グラウンドでソフトボールの打撃練習をしていたところ、打球がフェンスを越えて乙宅の屋根に当たり、屋根瓦の一部を破損させたもの。

### 4 損害の状況

乙 物的損害 屋根瓦破損

上記事故について、次のとおり和解する。

1 甲は、乙に対し損害賠償金119,000円を支払う。

その内容は、乙の屋根瓦修繕料119,000円である。

2 甲は、前項に規定する損害賠償金を乙の指定する口座に送金して支払うものとする。

3 甲及び乙は、上記事故について、前2項の規定によってすべて解決し、甲乙間にほかに何らの債権債務のないことを確認する。

甲 久留米市  
久留米市長 原口 新五

乙   




教育委員会後援事業等に関する報告

R5.7.10からR5.8.9受付分まで  
※区分の★は新規に申請があったもの

| No. | 日時                                                                                                                                                                      | 事業名                        | 主催者名              | 場所                                                                                              | 区分  | 担当課     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 1   | 令和5年7月19日(水)～令和4年10月6日(金)                                                                                                                                               | こどもたちによる“平和なまち”絵画コンテスト2023 | ピースフルくるめ推進協議会     | なし                                                                                              | 後援  | 学校教育課   |
| 2   | 令和5年8月24日(木)9:30～15:30                                                                                                                                                  | 令和5年度障がい者就職準備講座            | 福岡県 新雇用開発課        | 久留米リサーチ・パーク 1階展示場 2階研修室 4階訓練室                                                                   | 後援  | 学校教育課   |
| 3   | 令和5年9月1日(金)～令和6年3月31日(日)                                                                                                                                                | 第4回協会けんぽ 健康かべ新聞コンクール       | 全国健康保険協会 福岡支部     | 福岡県内                                                                                            | 後援  | 学校教育課   |
| 4   | 令和5年11月22日(水)13:50～17:00                                                                                                                                                | 令和5年度 筑後地区小学校算数教育研究大会      | 久留米市小学校算数教育研究会    | 久留米市立東国分小学校                                                                                     | 後援  | 学校教育課   |
| 5   | 令和6年2月18日(日)9:30～17:00                                                                                                                                                  | 第3回 テレQアナウンスコンクール          | 株式会社TVQ九州放送       | テレQ本社                                                                                           | 後援  | 学校教育課   |
| 6   | 令和5年11月23日(木) 13:00～                                                                                                                                                    | 令和5年度 久留米市小・中学校PTA合同研修会    | 久留米市小・中学校PTA連合協議会 | 久留米シティプラザ(久留米座)                                                                                 | 後援  | 学校教育課   |
| 7   | 令和5年9月10日(日) 9:00～18:00                                                                                                                                                 | 多種目体験会                     | リーフラススポーツスクール     | 久留米市リバーサイドパーク                                                                                   | 後援  | 体育スポーツ課 |
| 8   | 令和5年9月22日(金)～24日(日)                                                                                                                                                     | 第51回九州学生陸上競技選手権大会          | 九州学生陸上競技連盟        | 久留米総合スポーツセンター 陸上競技場                                                                             | 後援  | 体育スポーツ課 |
| 9   | ①令和5年12月26日(火)～複数回実施予定<br>②令和5年7月30日(土)～31日(日)<br>③令和5年10月14日(土)～15日(日)<br>④令和5年12月2日(土)～3日(日)<br>⑤令和5年12月16日(土)～17日(日)<br>⑥令和6年2月17日(土)～18日(日)<br>⑦令和6年4月20日(土)～21日(日) | こども防災&国際交流キャンプ             | こども防災協会           | ①オンライン<br>②海の中道青少年海の家<br>③阿蘇青少年交流の家<br>④秋吉台青少年自然の家<br>⑤国立夜須高原青少年自然の家<br>⑥大分県立九重青少年の家<br>⑦深森自然の家 | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 10  | 令和5年12月26日(火)～令和6年1月6日(土) 合計3回                                                                                                                                          | 2023年 冬「能古島自然教室」&「九重山自然教室」 | 能古島青少年育成協会        | 福岡県福岡市西区能古島および、大分県玖珠郡九重町                                                                        | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 11  | 令和5年8月5日(土)・6日(日)・11日(金)・12日(土)・26日(土)・27日(日)10:00～16:00                                                                                                                | ハレルーヤ自由研究                  | NPO法人くるぶら         | 御井コミュニティセンター・鳥栖若菜コミュニティセンター・善導寺コミュニティセンター・大原コミュニティセンター                                          | 後援  | 生涯学習推進課 |

| No. | 日時                                     | 事業名                                                                | 主催者名                            | 場所                          | 区分  | 担当課     |
|-----|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|-----|---------|
| 12  | 令和5年9月24日(日)10:00~16:00                | MY STAR MARCHE ~魂ふるえるスキを見つけよう~                                     | Spirit color                    | 百年公園 リサーチパーク 前広場            | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 13  | 令和5年9月9日(土) 10:00~15:00                | くるめぐるフェスタin石橋文化センター                                                | くるめぐる5施設協議会(事務局:公益財団法人久留米文化振興会) | 石橋文化センター                    | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 14  | 令和5年11月18日(土)15:00~17:00               | キッズミュージカル アラビアンナイト                                                 | nano                            | 佐賀市文化会館大ホール(佐賀市日の出1丁目21-10) | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 15  | 令和5年11月23日(祝)14:00~15:30               | mamaプラス部心音♪konon♪第9回ファミリーコンサート『Our Favorite Songs ~楽しい名曲集めてみました♪~』 | mamaプラス部心音♪konon♪               | 筑邦市民センター多目的ホール              | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 16  | 令和5年11月3日(金祝)~11月19日(日)10:00~17:00     | 石橋文化センター アートフェスティバル2023                                            | (公財)久留米文化振興会                    | 石橋文化センター園内(久留米市野中町1015)     | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 17  | 令和5年9月28日(木)10:00~10月3日(火)             | 国際公募 第6回国際書画展                                                      | NPO法人日中国際交流センター                 | 福岡アジア美術館 企画ギャラリーA/B/C       | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 18  | 令和5年9月24日(日)11:30~17:00                | 第1回筑後地域子どもメディカルラリー大会                                               | NPO法人筑後地域救急医療研究会                | 久留米大学医学部旭町キャンパス             | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 19  | 令和5年11月14日(火)~19日(日)10:00~17:00        | 第74回 西部示現会展                                                        | 示現会久留米支部                        | 久留米市美術館 1F展示室               | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 20  | 令和5年9月12日(火)、13日(水)、18日(月・祝)9:30~12:00 | 「こどもみらいガイド」講座                                                      | 一般社団法人みらなび                      | 石橋文化会館                      | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 21  | 令和5年9月24日(日)10:00~15:00                | 久留米連合文化会茶道部第69回大茶会                                                 | 久留米連合文化会                        | 久留米シティプラザ 和室・大会議室・中会議室      | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 22  | 令和6年1月29日(月)~2月4日(日)                   | 第22回ジュニア青木繁展                                                       | 久留米連合文化会                        | えーるピア久留米2F市民ギャラリー           | 後援  | 生涯学習推進課 |

## 令和5年度 全国学力・学習状況調査の結果について

### 1 調査概要

実施日 令和5年4月18日  
対象 小学校6年生(国語・算数) 中学校3年生(国語・数学・英語)  
備考 中学校の英語は、令和元年度から4年ぶりに実施

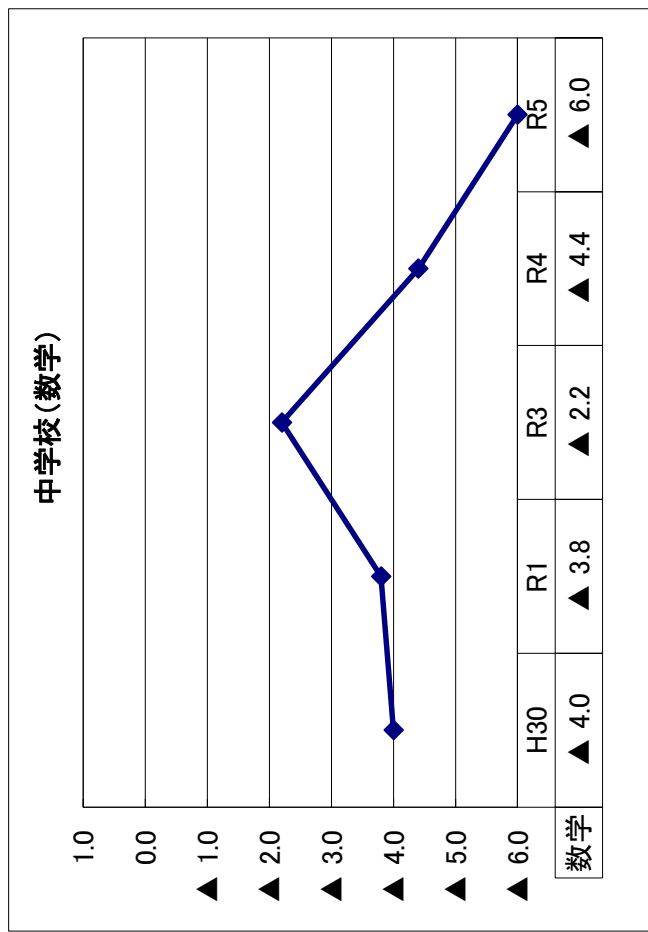
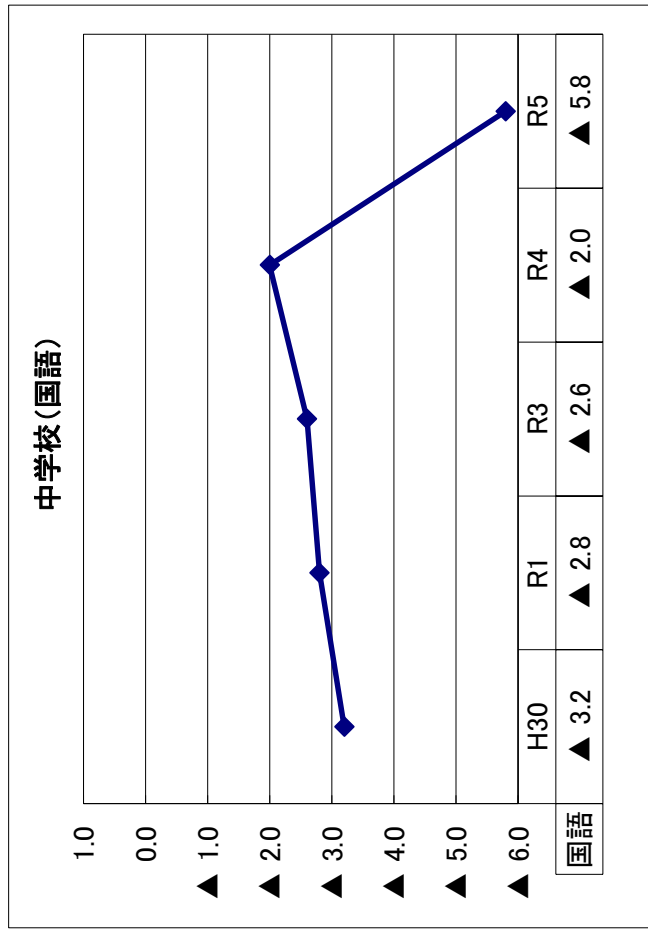
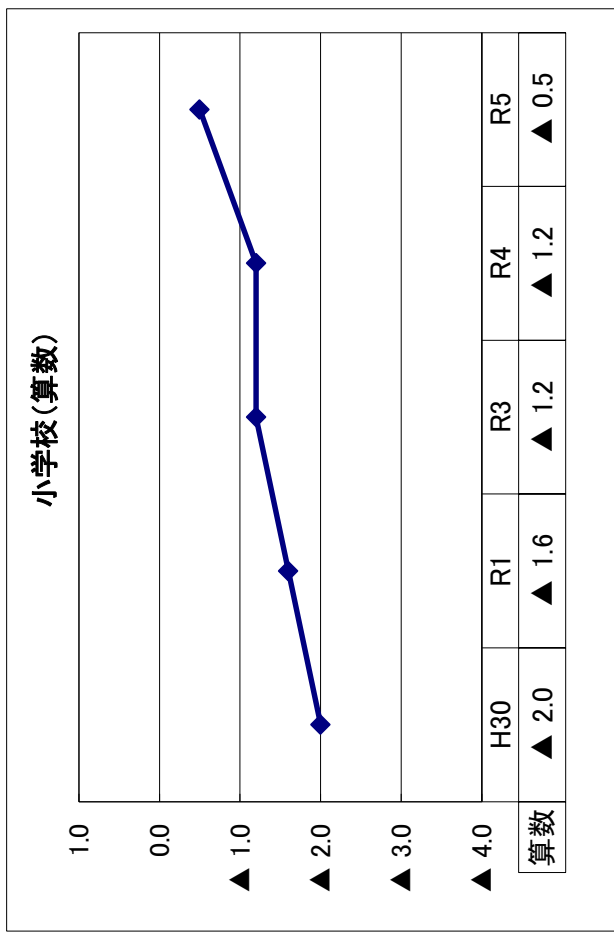
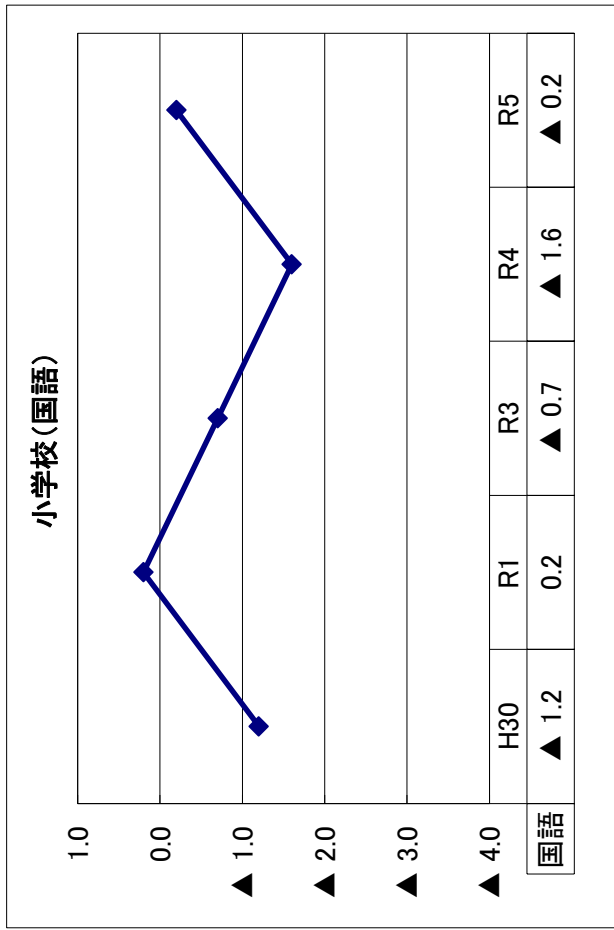
### 2 学力調査の概要

- ① 小学校は、国語・算数とも昨年度より全国との差を縮め、国語0.2ポイント、算数0.5ポイントとなりました。
- ② 中学校は、いずれの教科も前回より全国との差が広がり、国語5.8ポイント、数学6.0ポイント、英語8.6ポイントとなりました。

| 平均正答率        | 小学校  |      | 中学校  |      |
|--------------|------|------|------|------|
|              | 国語   | 算数   | 国語   | 数学   |
| 久留米市         | 67   | 62   | 64   | 45   |
| 全国           | 67.2 | 62.5 | 69.8 | 51.0 |
| 標準化得点        | 98.9 | 99.0 | 92.4 | 89.5 |
| 全国との差(令和5年度) | ▲0.2 | ▲0.5 | ▲5.8 | ▲6.0 |
| 全国との差(令和4年度) | ▲1.6 | ▲1.2 | ▲2.0 | ▲4.4 |
| 全国との差の増減     | +1.4 | +0.7 | ▲3.8 | ▲1.6 |
|              |      |      |      | 英語   |
|              |      |      |      | 37   |
|              |      |      |      | 45.6 |
|              |      |      |      | 81.8 |
|              |      |      |      | ▲8.6 |
|              |      |      |      | ▲4.0 |
|              |      |      |      | ▲4.6 |

- ・ 標準化得点は、久留米市の平均正答率/全国の平均正答率×100で算出します。
- ・ 英語は「話すこと」に関する結果は含まれていません。また、D欄は前回(令和元年度)との差を記載しています。

### 3 全国との差の推移 (国語／算数・数学)



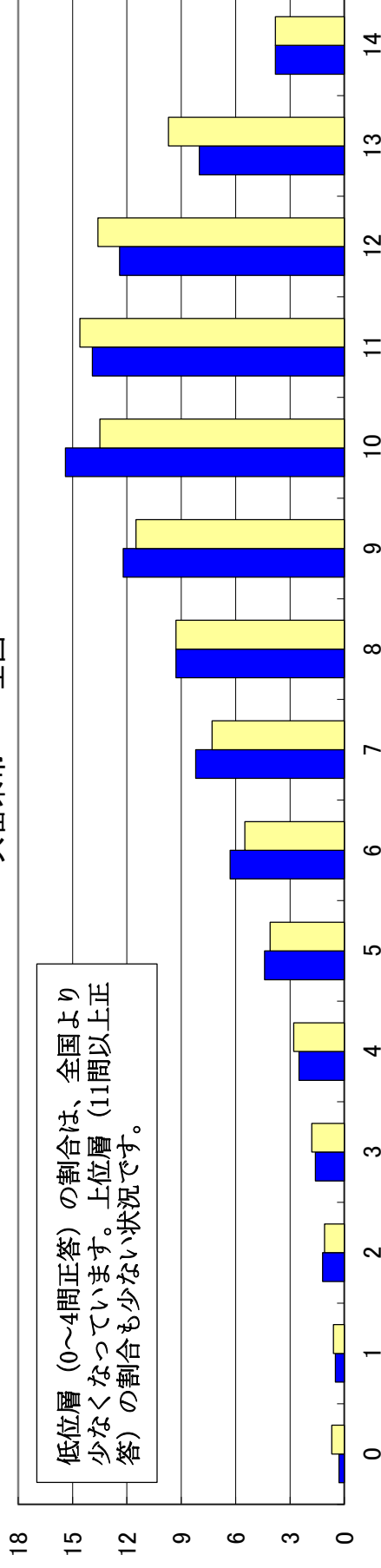
・ 令和2年度は、感染症の影響で学力調査は実施されていません。

#### 4-1 正答数別の分布割合（小学校）

##### 国語（計14問）

| 正答数  | 0   | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9    | 10   | 11   | 12   | 13  | 14  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|-----|
| 久留米市 | 0.3 | 0.5 | 1.2 | 1.6 | 2.5 | 4.4 | 6.3 | 8.2 | 9.3 | 12.2 | 15.4 | 13.9 | 12.4 | 8.0 | 3.8 |
| 全国   | 0.7 | 0.6 | 1.1 | 1.8 | 2.8 | 4.1 | 5.5 | 7.3 | 9.3 | 11.5 | 13.5 | 14.6 | 13.6 | 9.7 | 3.8 |

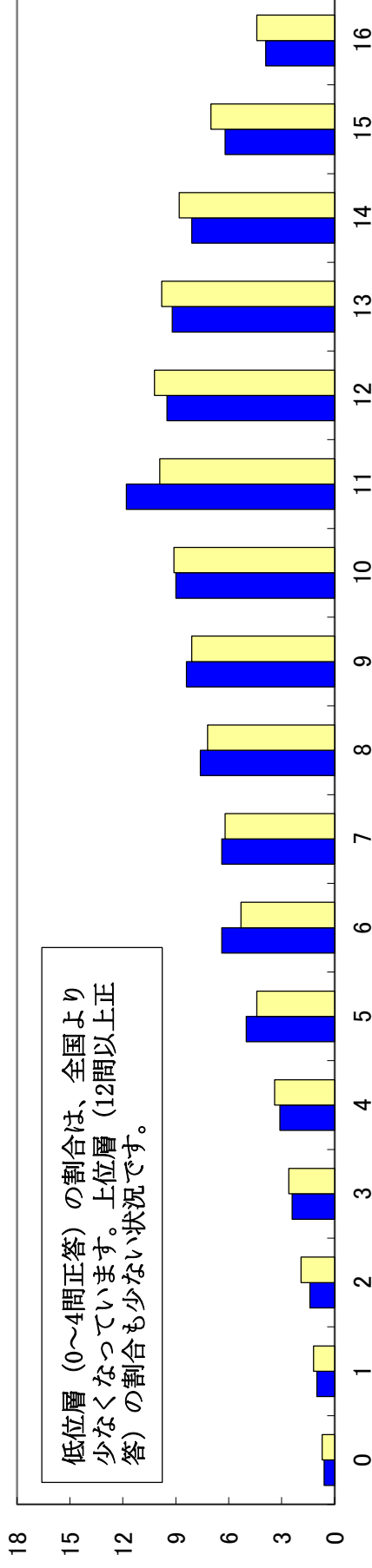
■ 久留米市 □ 全国



##### 算数（計16問）

| 正答数  | 0   | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11   | 12   | 13  | 14  | 15  | 16  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 久留米市 | 0.6 | 1.0 | 1.4 | 2.4 | 3.1 | 5.0 | 6.4 | 6.4 | 7.6 | 8.4 | 9.0 | 11.8 | 9.5  | 9.2 | 8.1 | 6.2 | 3.9 |
| 全国   | 0.7 | 1.2 | 1.9 | 2.6 | 3.4 | 4.4 | 5.3 | 6.2 | 7.2 | 8.1 | 9.1 | 9.9  | 10.2 | 9.8 | 8.8 | 7.0 | 4.4 |

■ 久留米市 □ 全国

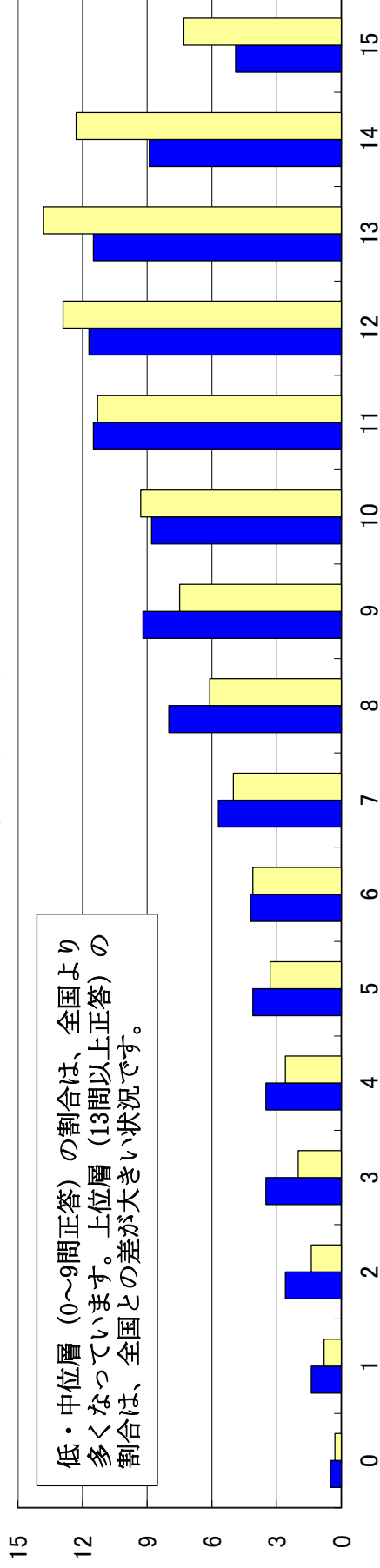


#### 4-2 正答数別の分布割合 (中学校)

##### 国語 (計15問)

| 正答数  | 0   | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11   | 12   | 13   | 14   | 15  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|
| 久留米市 | 0.5 | 1.4 | 2.6 | 3.5 | 3.5 | 4.1 | 4.2 | 5.7 | 8.0 | 9.2 | 8.8 | 11.5 | 11.7 | 11.5 | 8.9  | 4.9 |
| 全国   | 0.3 | 0.8 | 1.4 | 2.0 | 2.6 | 3.3 | 4.1 | 5.0 | 6.1 | 7.5 | 9.3 | 11.3 | 12.9 | 13.8 | 12.3 | 7.3 |

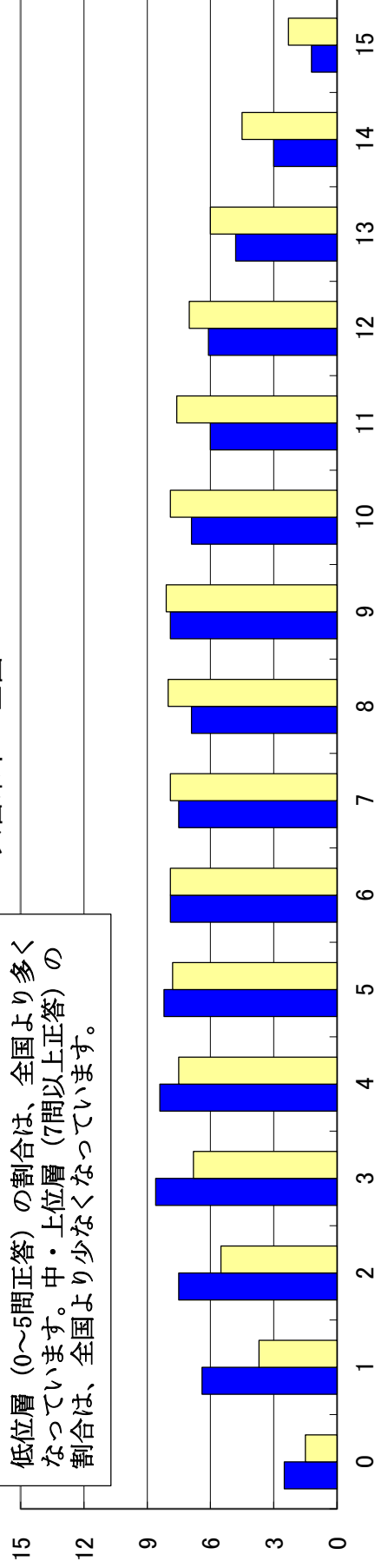
■ 久留米市 □ 全国



##### 数学 (計15問)

| 正答数  | 0   | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 久留米市 | 2.5 | 6.4 | 7.5 | 8.6 | 8.4 | 8.2 | 7.9 | 7.5 | 6.9 | 7.9 | 6.9 | 6.0 | 6.1 | 4.8 | 3.0 | 1.2 |
| 全国   | 1.5 | 3.7 | 5.5 | 6.8 | 7.5 | 7.8 | 7.9 | 7.9 | 8.0 | 8.1 | 7.9 | 7.6 | 7.0 | 6.0 | 4.5 | 2.3 |

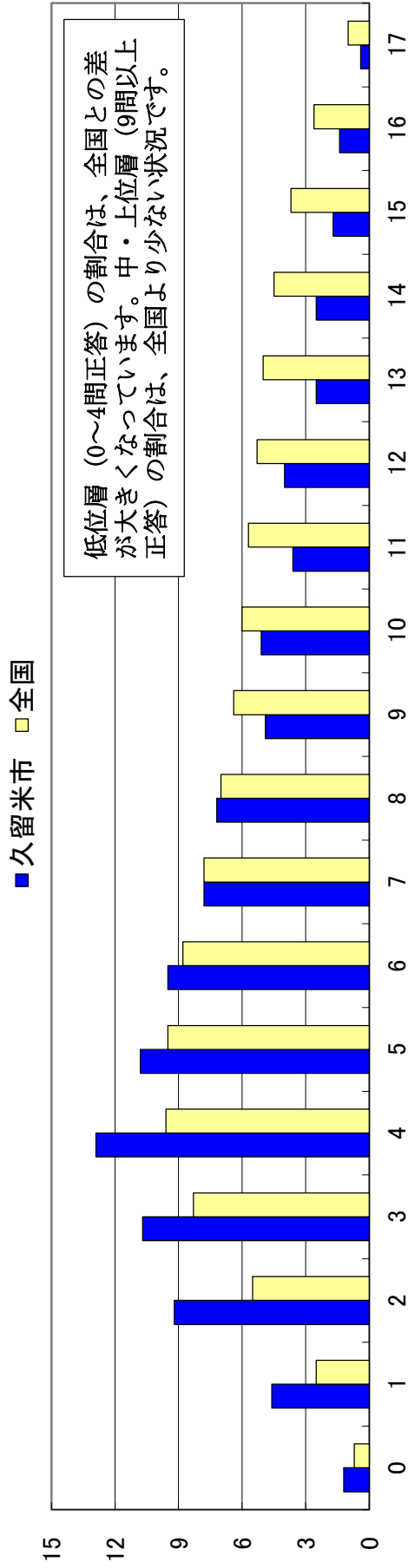
■ 久留米市 □ 全国



#### 4-2 正答数別の分布割合 (中学校)

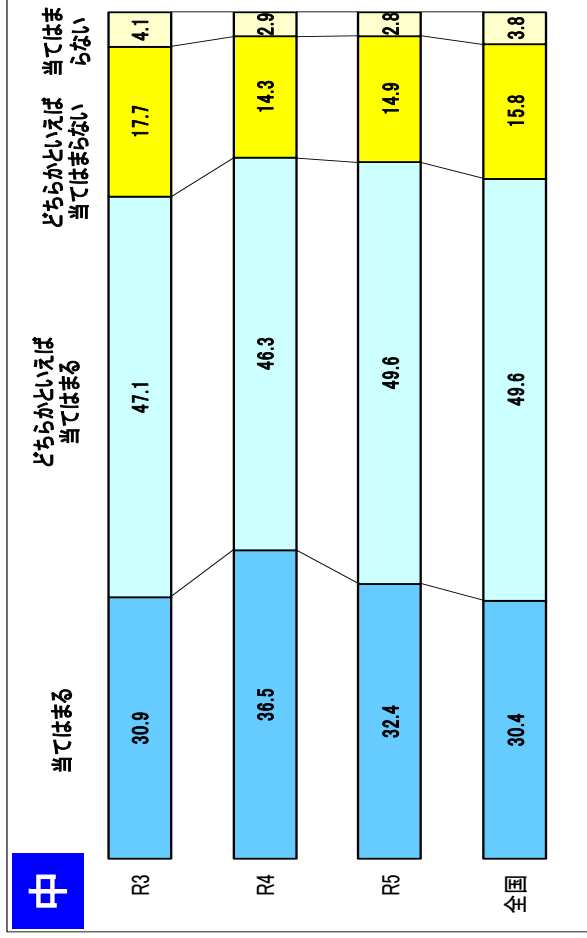
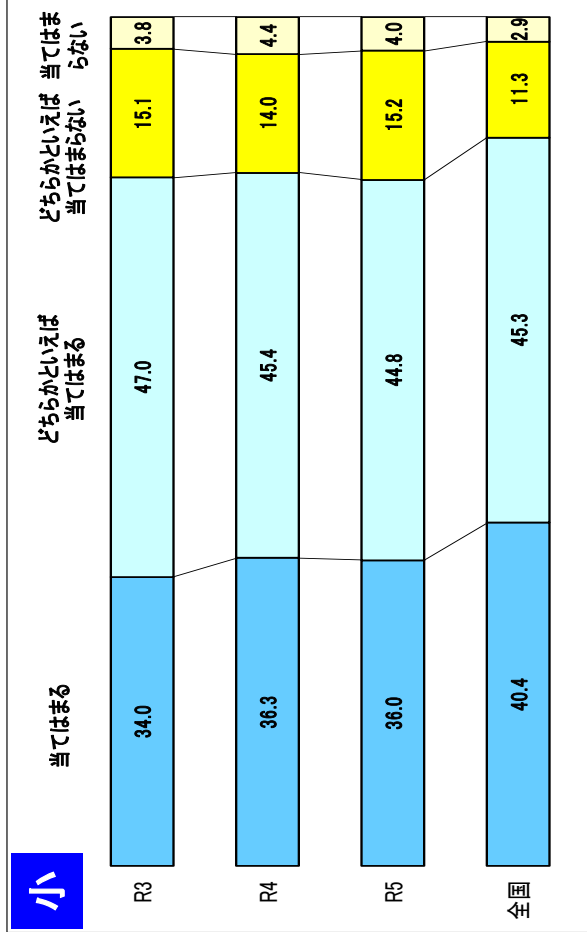
英語 (計17問)

| 正答数  | 0   | 1   | 2   | 3    | 4    | 5    | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  |
|------|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 久留米市 | 1.2 | 4.6 | 9.2 | 10.7 | 12.9 | 10.8 | 9.5 | 7.8 | 7.2 | 4.9 | 5.1 | 3.6 | 4.0 | 2.5 | 2.5 | 1.7 | 1.4 | 0.4 |
| 全国   | 0.7 | 2.5 | 5.5 | 8.3  | 9.6  | 9.5  | 8.8 | 7.8 | 7.0 | 6.4 | 6.0 | 5.7 | 5.3 | 5.0 | 4.5 | 3.7 | 2.6 | 1.0 |

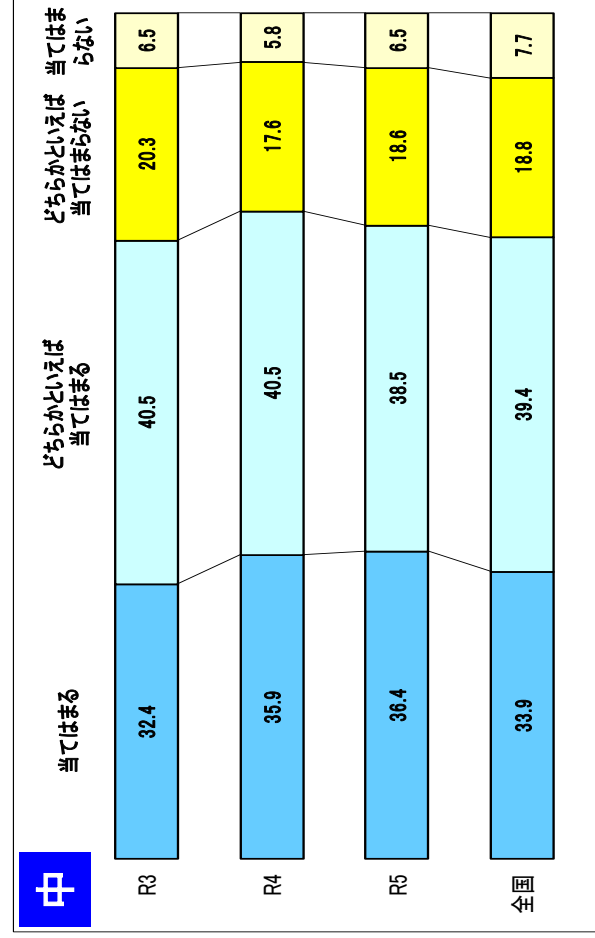
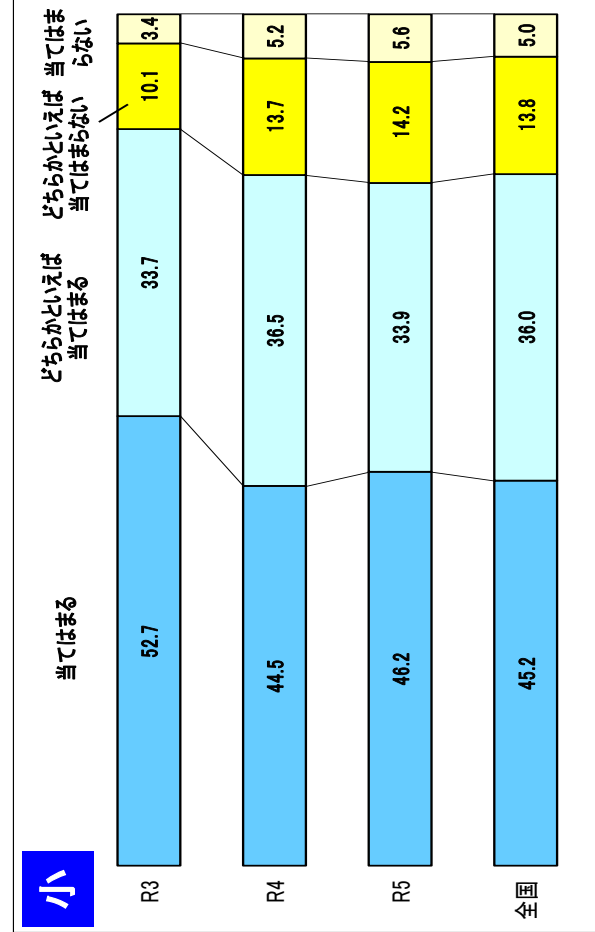


## 5 児童生徒への質問に関する主な調査結果

### ① 国語の授業の内容がよくわかる

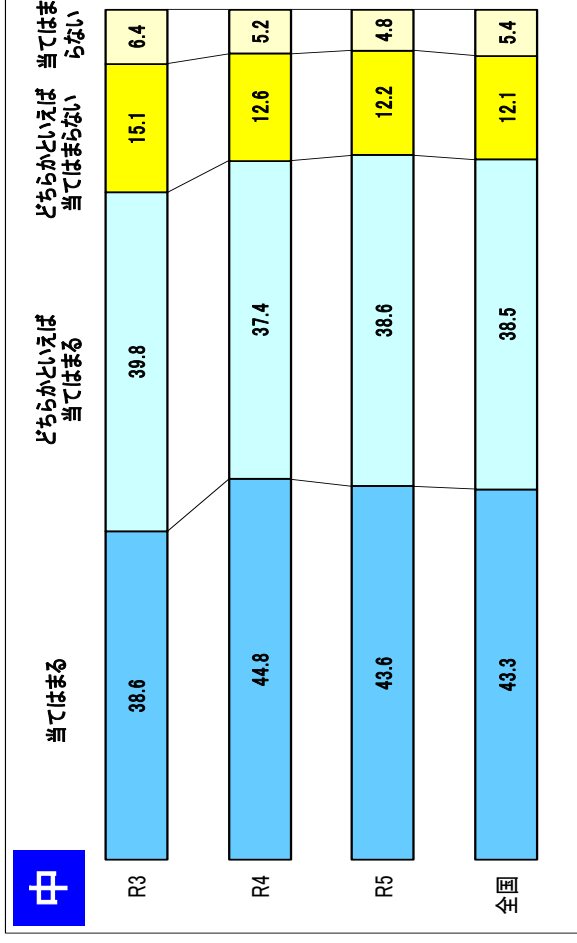
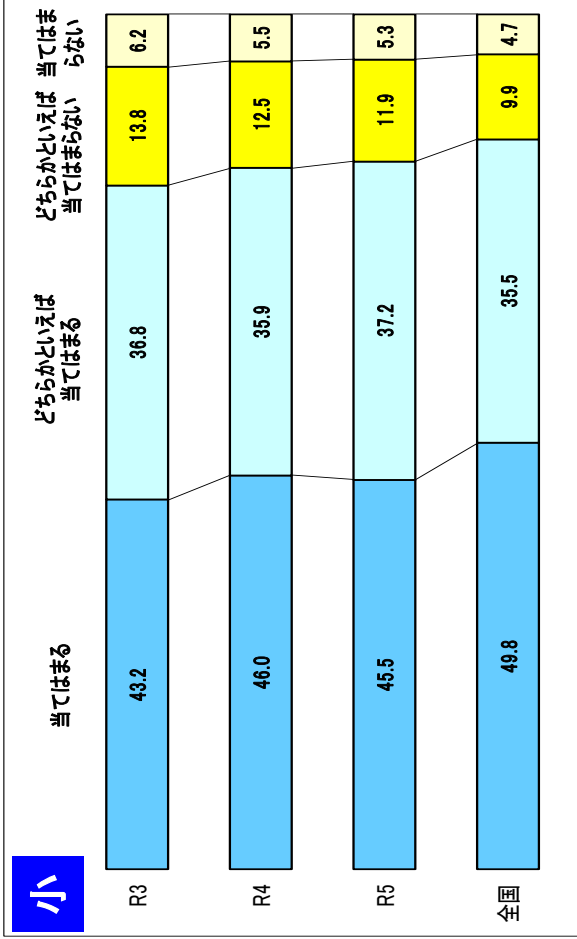


### ② 算数・数学の授業の内容がよくわかる





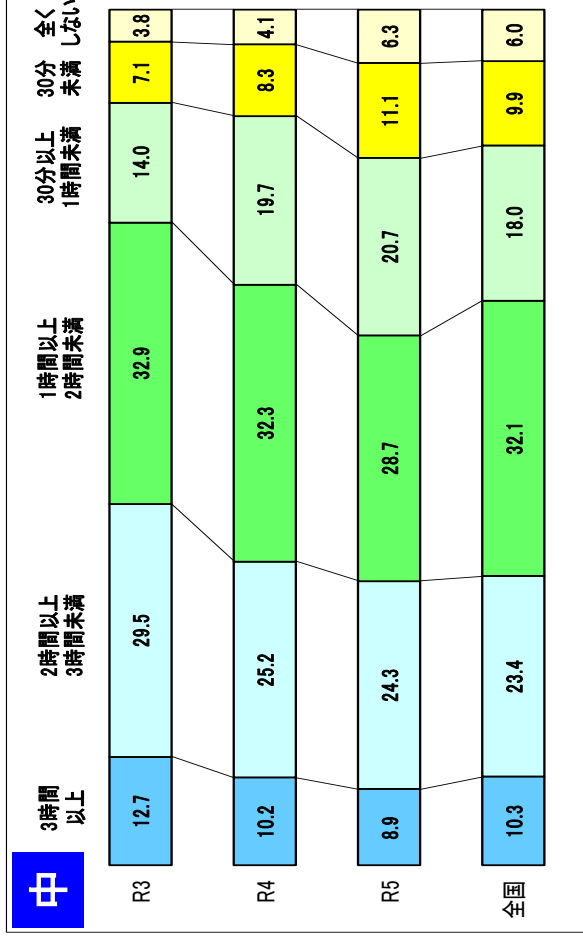
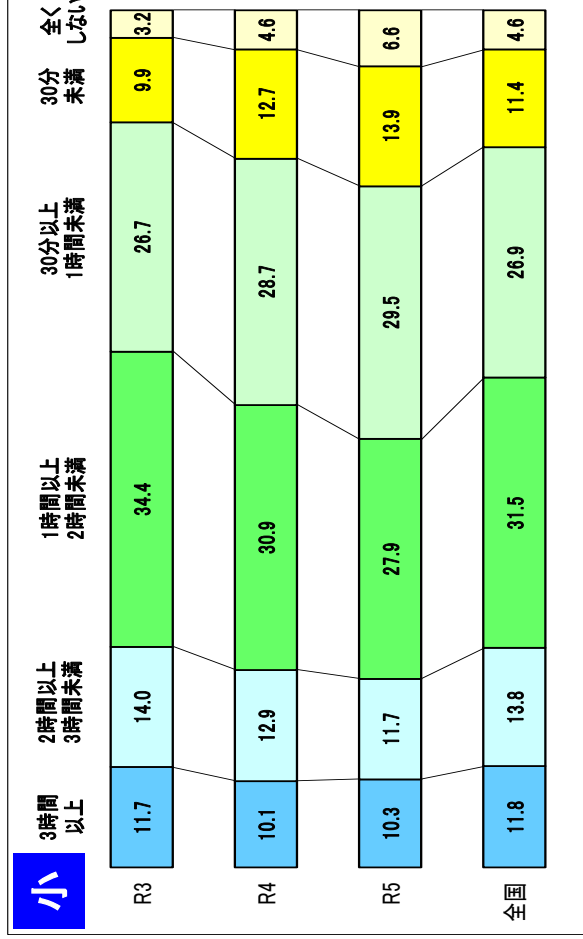
### ③ 学校に行くのは楽しいと思う



・ 肯定的な回答の割合は、小学校・中学校とも増加傾向にあり、

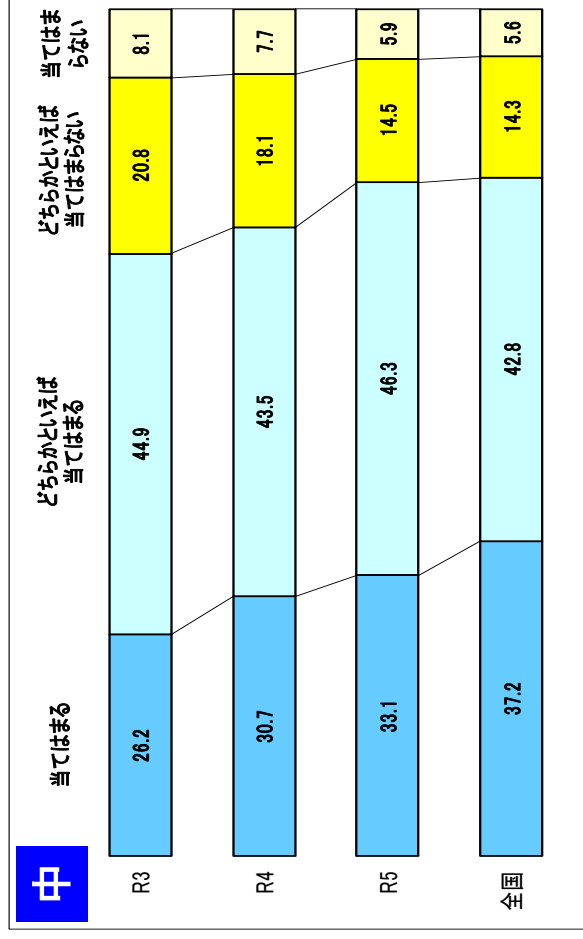
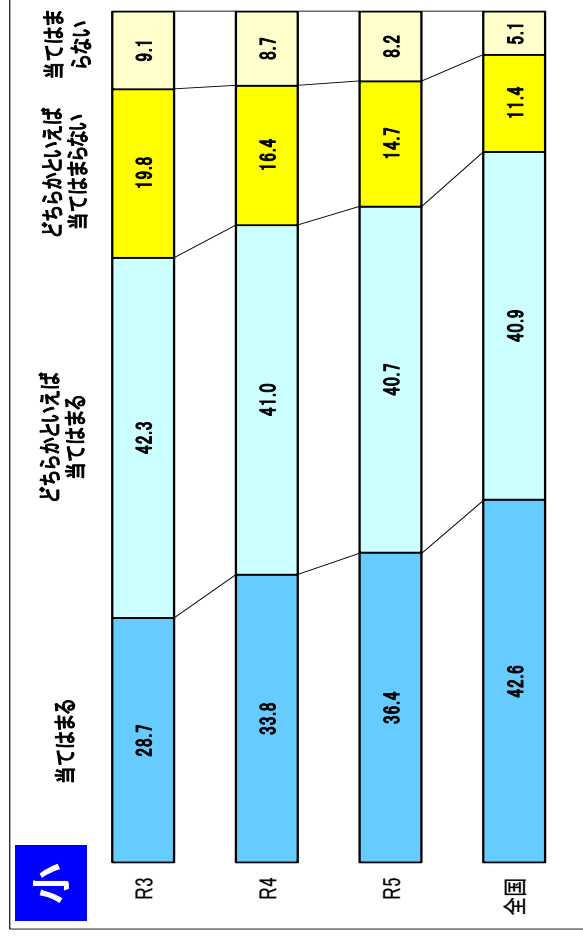
中学校では全国を上回りました。

### ④ 平日 1 日当たりの授業以外の学習時間（学習塾等を含む）



・ 小学校、中学校ともに「全くしない」を始め、1時間未満の割合が増加しており、ともに全国平均を上回っています。

## ⑤ 自分にはよいところがある



- 肯定的な回答の割合は、小学校・中学校とも年々増加しています。

## 6 今後の取組に関する基本的な考え方

- ① 学力向上のためには、見える学力としての知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力等がより重要になります。そのためこれまでの教師主導の授業から児童生徒主体の授業への転換によって、問題解決的な授業展開・子どもたちの思考を促す発問が実践できるよう、学校訪問や研修を通じた「くるめ授業スタンダード」による授業改善を進めます。
- ② 全国平均を下回る教科では、無正答を始めとする学力低位層で、全国との差がより大きくなっています。そのため、学習内容を確実に身に付けることができよう、学習内容の習熟の程度に応じた個別学習やグループ学習、繰り返し学習等を行っていきます。
- ③ 学力を水面上で支える見えない学力として、様々な成功体験や認め合う仲間の存在、それによって培われる自己肯定感や自尊心が重要であることから、授業を始めとする様々な学級活動・体験活動を通して、楽しい学校づくりに努めます。
- ④ 働き方改革による負担軽減や風通しのよい学校経営を推進することによって、教員がやりがいを持って子どもに向き合うことができ学校づくりを進めます。

## 令和4年度小中学校英語教育充実事業の取組について

### 1 事業の目的

英語の技能別に見出した課題をもとに授業改善を図り、中学生の英語運用能力を育成する。

### 2 事業の概要

#### (1) 中学校英語授業改善プロジェクトの実施（令和4・5年度）

GTECの結果を分析し、小中学校の授業改善のため方策を検討する。

##### ① メンバー

- ・小学校教員（4名）
- ・中学校英語科教員（各2名）
- ・学校教育課指導主事

☆アドバイザーとして江頭教育委員

##### ② 実施回数 令和4年度は9回開催（授業研究5回を含む）

##### ③ 主な取組成果

令和3年度までの結果で明らかになった「話す」の弱点克服のため、メンバーによる授業実践を重ね、小中学校で共通実践できる効果的な指導方法を見出すことができている。市内全小中学校で共通実践できるよう、その具体的な指導方法について周知する予定である。

#### (2) GTEC受検

令和4年度GTECの概要

- ① 受検者 市立中学校2年生（現3年生） 欠席者を除いた 2173名
- ② 受検日 令和5年1月16日～20日
- ③ 事業費 1,1516,900円
- ④ 受検区分 GTEC Core

⑤ 受検結果 ※↑は令和3年度との比較。

| 技能     |        | 読む<br>(Reading) | 聞く<br>(Listening) | 書く<br>(Writing) | 話す<br>(Speaking) | 合計<br>(Total) |
|--------|--------|-----------------|-------------------|-----------------|------------------|---------------|
| スコア上限値 |        | 210             | 210               | 210             | 210              | 840           |
| R4     | 全国中2平均 | 84.0            | 96.0              | 136.0           | 88.0             | 406.0         |
|        | 久留米市平均 | 79.0            | 87.9              | 125.3           | 77.3             | 372.6         |
|        | CEFR-J | ➡ A1.1          | ↓ A1.1            | ➡ A1.2          | ↓ Pre-A1         | ➡ A1.2        |
| R3     | 全国中2平均 | 82.0            | 93.0              | 134.0           | 87.0             | 399.0         |
|        | 久留米市平均 | 77.7            | 95.5              | 117.9           | 84.5             | 377.5         |
|        | CEFR-J | A1.1            | A1.2              | A1.2            | A1.1             | A1.2          |
| R2     | 全国中2平均 | 75.0            | 95.0              | 113.0           | 84.0             | 374.0         |
|        | 久留米市平均 | 79.7            | 84.0              | 125.2           | 74.8             | 366.2         |
|        | CEFR-J | A1.1            | A1.1              | A1.2            | Pre-A1           | A1.1          |

※「CEFR-J」…日本の英語教育での利用を目的とした英語能力の到達度指標。

(A1.2以上が英語検定3級程度と想定されている。) \*別紙資料を参照

※全国平均については、全国の中学2年生が全て受検したものではない。

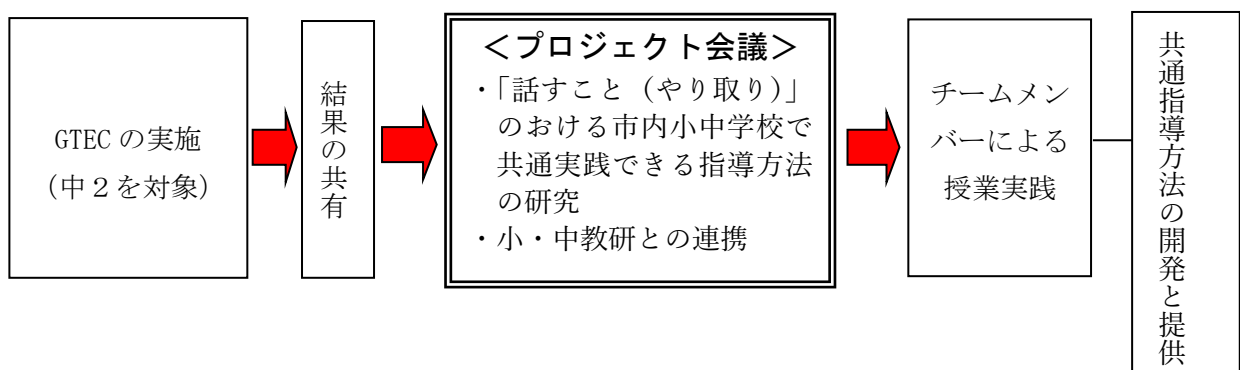
### ⑥ 結果を踏まえた課題

- ・「聞く」、「話す」については、令和3年度と比較するとレベルが下降しており、特に「話す」における小中間の接続を意識した共通実践が必要である。
- ・「読む」「書く」については、令和3年度と比較するとスコアが上昇しているが、4技能をバランス良く指導する必要がある。
- ・小中学校教育研究会外国語部会と課題の共有を図り、効果的な指導方法の共通実践に向け連携する必要がある。

## 3 今後の取組

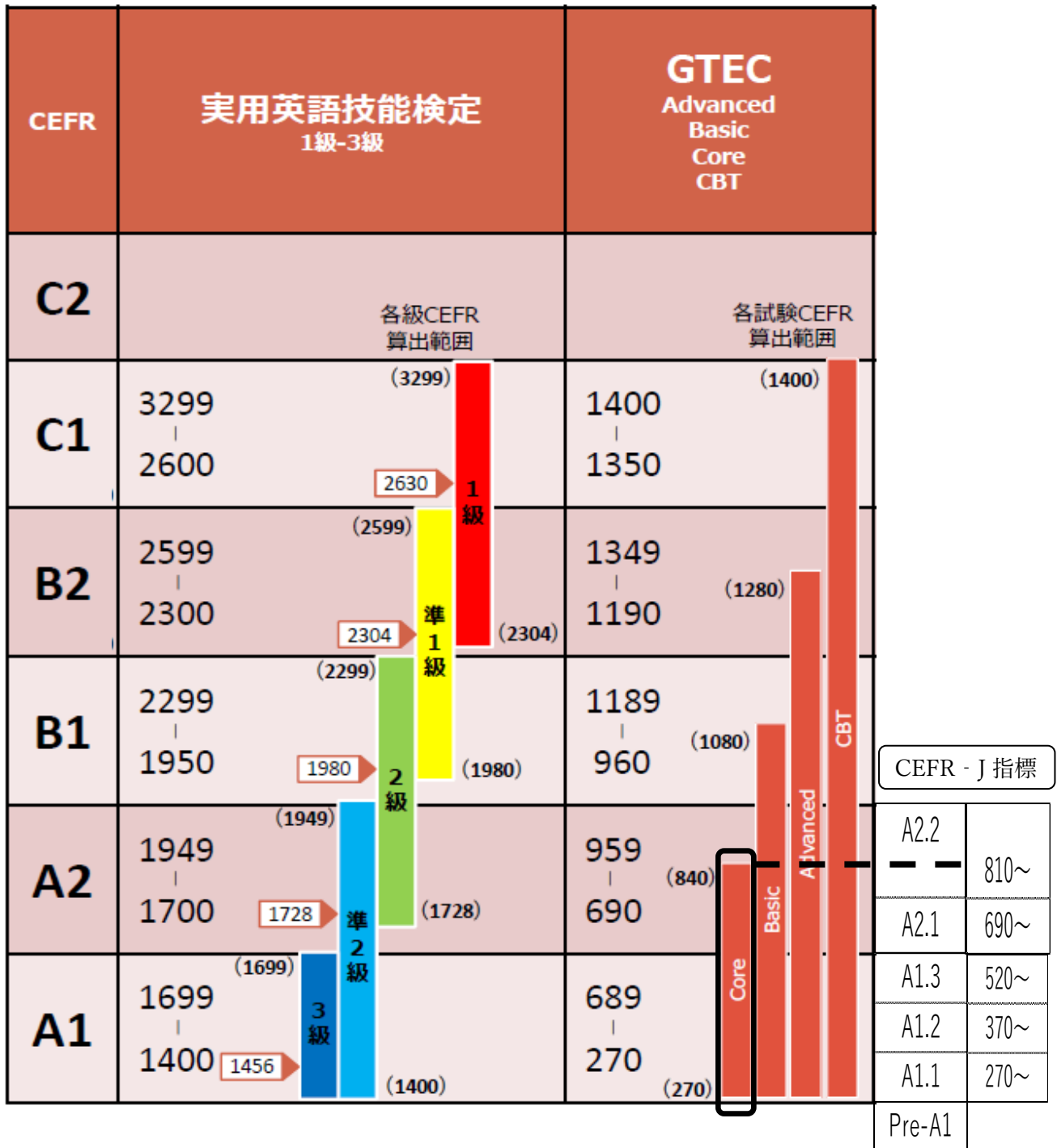
### ■久留米市小・中学校英語授業改善プロジェクトについて

令和5年度は、令和4年度に引き続き、小・中学校英語授業改善プロジェクトを実施する。小学校の外国語活動及び外国語科、さらに、中学校の外国語科の小中7年間を通して、「話すこと（やり取り）」において共通実践できる指導方法を市内小中学校に提案する。



別紙資料

【各資格・検定試験と CEFR との対照表〔文部科学省（平成30年3月）〕からの抜粋】



参考

3期教育振興基本計画では、中学校卒業段階で CEFR A1 レベル相当以上を達成した中学生の割合 50%を目標とする。  
\*調査は中3対象

|    | A1レベル以上取得している |      | A 1 以上取得 + 思われる |      |
|----|---------------|------|-----------------|------|
|    | 久留米市          | 全国   | 久留米市            | 全国   |
| R4 | 49.0          | 27.3 | 50              | 49.2 |
| R3 | 46.3          | 27.2 | 47.2            | 47.0 |



## ジュニア ICT リーダーの育成について

### 1 趣旨

久留米市では、国の GIGA スクール構想に基づき、児童生徒の ICT スキル、情報リテラシーの定着等を目的とする様々な教育活動を推進しています。

こうした活動の一環として、情報活用力を主体的に発揮することができる児童生徒の育成を目指して「くるめっ子ジュニア ICT リーダープログラム」を Google 社と連携して実施しています。

### 2 実施概要

#### (1) 開催日時

|   | 第1回            | 第2回            | 第3回             |
|---|----------------|----------------|-----------------|
| 1 | 7/2(日) 9時～12時  | 8/26(土) 9時～15時 | 12/ 9(土) 9時～15時 |
| 2 | 7/2(日) 13時～16時 | 8/27(日) 9時～15時 | 12/10(日) 9時～15時 |

\*会場 教育センター又は北野小学校

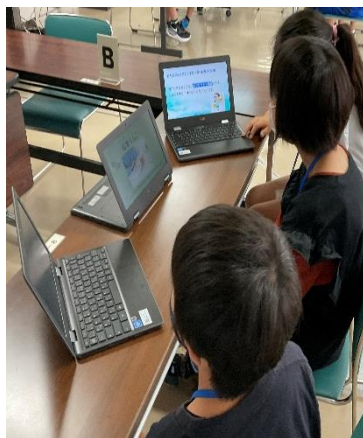
#### (2) 対象者・参加状況

【対象者】 小学5年生及び中学2年生（希望者）

【参加者】 61人（小学5年生53人・中学2年生8人）

#### (3) プログラムの内容

- ①基本 / Chromebook 基本操作・ショートカットキーの使い方・情報リテラシー
- ②自己表現 / Google スライドの作り方・プレゼンテーションの方法
- ③情報発信 / Google サイト(ホームページ)の作り方





### 3 EDIX 関西（大阪市）での代表児童による事例発表

令和 5 年 6 月 16 日に大阪市で開催された「EDIX(教育総合展)関西」において、昨年度このプログラムに参加した南薫小学校の児童 2 名が事例発表を行いました。

#### 【プレゼンの状況】



多くの来場者の前で Google サイトなどを使い、久留米の魅力や南薫小学校での GIGA スクールの取組状況などを Chromebook によりプレゼンしました。

子どもによる事例発表は久留米市のみで、来場者から高い評価を受けました。

#### 【児童が作成したサイト（抜粋）】





## 学校敷地内における車両損傷事故の発生について

### 1 発見日時

令和5年8月10日（木） 午前7時30分頃

### 2 発生場所

竹野小学校グラウンド

### 3 事故相手方

車 両 普通乗用自動車

所有者 市内在住の方

### 4 事故の状況等

竹野小学校グラウンド内のゴール（細身の鉄管を溶接して作られたと見られるもので製作者不明）が台風6号の強風で倒れ、近くに駐車していた避難者の車両のボンネットを損傷したもの

### 5 損害の状況

人的損害 なし

物的損害 ボンネットの損傷

### 6 位置等



発生箇所





## 第25回 紫灘旗全国高校遠的弓道大会の結果について

### 1 概要

久留米市を全国の弓道を志す高校生のおこがれの地とし、青少年健全育成に寄与するために実施した紫灘旗全国高校遠的弓道大会の結果について報告するもの。

### 2 開催日

令和5年8月19日（土）、20日（日）

### 3 会場

久留米アリーナ 弓道場（久留米市東櫛原町170-1）

### 4 主催

久留米市、紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会

### 5 競技内容

(1) 種類：3選手が各自4射×2回を行い、的中数により順位を決める団体競技

(2) 種目：遠的競技（射距離60m、霞的の直径100cm）

(3) 種別：高校男子の部・高校女子の部

(4) 参加数：62校（男子32校、女子30校）

選手243名（男子128名、女子115名）

※1チーム：選手3名・補欠1名・監督1名

### 6 成績結果

|     | 男子             | 女子             |
|-----|----------------|----------------|
| 優勝  | 埼玉県立浦和高等学校     | 鹿児島県立加治木工業高等学校 |
| 準優勝 | 鹿児島実業高等学校      | 鹿児島県立伊集院高等学校   |
| 3位  | 鹿児島県立加治木工業高等学校 | 鹿児島県立加治木高等学校   |
|     | 徳島県立徳島科学技術高等学校 | 東京都立東高等学校      |
| 5位  | 香川県立丸亀城西高等学校   | 桐生市立商業高等学校     |
|     | 松戸市立松戸高等学校     | 埼玉県立草加東高等学校    |
|     | 慶應義塾湘南藤沢高等部    | 東京都立芦花高等学校     |
|     | 鹿児島県立鹿児島南高等学校  | 筑紫台高等学校        |

